監獄協會雜誌

第參拾卷
第九號

明治二十七年六月創刊毎月一回二十日發行（九月二十日發行）

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾卷第八號）（大正六年八月二十日發行毎月一回二十日發行）

目次

論說
時局に對する司獄吏員の救濟問題……司法省監獄局長　谷田三郎……（一）
講演
知識ある犯罪者……文學士　寺田精一……（一三）
譚叢
處務片言……眞趣齋學人……（二七）
予は看守諸君と語る……典獄　有馬四郎助……（二八）
統計
大正六年七月中入出監竝月末在監人員表外三表……（三一）
寄書
少年受刑者の夢……敎海師　苅谷哲公……（三九）
「犯罪は何故に前科者に多きか」といふ世論に就て……渡邊圓流……（四五）
犯罪の原因及豫防……澤田順次郎……（五三）
雜纂
初秋談片……霜翰……（六三）
看守の訓練……浪華生……（六六）
供述の價値……食料の獨立……（七一）
通信
網走監獄通信……（八五）
十勝通信……（八八）
彙報
受刑者の逃走其他……叙任……會報……公文……（八九）

監獄協會雜誌第參拾卷第九號

論說

時局に對する司獄吏員の救濟問題

司法省監獄局長　谷田三郎

本篇は目下の問題たる監獄吏員の救濟に關する谷田局長の談話を記述したるものにして局長の校閲を經るの遑なく文責總て筆者に在ることを諒せられよ　（有馬生）

先つ經濟界變調の由來を知るべし

今日の驚くべき物價騰貴の原因に就ては、既に定論もあり新聞抔によりても皆な承知する所であるけれども、兎角に物は上滑りに流れ易いもので、只だ戰爭の爲めだ、正貨堆積の爲めだと云つて、雷同的に生活難を唱つてゐる計では甚だ物足りない譯である、そんな事では如何にしても此際に處すべき途をも得られないし、況

して將來に處して誤りなき徹底せる所の處置が取られる筈もない、勿論之が原因には違ひないけれども、其れに就てはモット深く遠く考へ置く必要があろう、若夫れ戰爭でも終れば直ちに元の如く物價は安くなるものゝやうに思ふ者あらば、干は飛んでもない見當違いであろう、過日も田尻博士の說だと云ふのを聞くに流石は專門家だけに、其着眼着想は悉く肯綮に當り人をして覺醒せしむるに足るものがあるやうである、其一節に例へば彼の綿糸の如き誰彼も其暴騰に驚かぬ者はないが、然かし之等も其根據に就て考へる時に、夫れには亦夫れ相當の理由のあるを發見せないことはない、即ち綿の元料は今は全く日本に生產せずして滿州の少量を產出する外悉く外國產殊に米綿を多く仰くのであつて、而して今後世界の需用益々增大する計りなる今日、迚も今迄の如く安くなる抔云ふ事は思ひも寄らぬ次第であるから、綿服を常用とする我國の如きは頓に其覺悟を爲してかからねばならぬと云ふ樣な實例を擧げて痛切に說かれたとの事、然るに之を傾聽したる或稅務署長の一人は共鳴措く能はざる所のものがあつたと見へ、後にて同博士に語りて曰く私も貴說に至極同感で大に將來の事にも慮らねばならず、又た現在の處でも我々俸給生活の者は、辨々として姑息の考を以て居れる時でないことを悟りたるより、同僚相語ひ相誓ひ更に質素儉約を嚴守して必要も必要、眞の必要に迫られたる物の外は決して購買せぬやうにし、着衣の如きも在來の品にて滿足し、決して世間體などゝ云つて新調する樣の事もせずに古着物にて耐へ得る處は補綴して之を使用する事にし、唯だ汚穢汚損せる失禮に涉る物は用ひぬやうに手入洗濯を怠らぬ事にする等の次第也とありしに、同博士の悅びや一通りでなく非常に感賞せられたとの事であつた、左もあるべき事、斯く迄徹底したものでなければ此際眞の自覺救濟とは云へまい、要するに今後時に多少の高底はあるにしても世界の大勢、經濟の法則として我國の諸物價は最早決して復舊せぬと云ふ事丈は、確かな事實である事を認め而して今にして早く覺悟を此に極めて掛らねば必ず臆膽の慽みを遺す事になる、殊に俸給生活を爲す者に取りては、茲に又格別の覺悟決心がなくてはならぬ次第を痛感する譯である、

時局に處するの道に外面と內面の二途あり

人の困難に向つて外部より助力して之を救濟するのも素より必要だが、更に優りて大切なるは自覺自發自奮より來る自働的救濟である、之に比すれば實に外來の救助は其效力に於て第二第三のものと云はねばならぬ、否動もすれば此のものは却て將來を禍ひする處れのあるもので、餘程考へものである、故に此事は古來の問題になつて居る、而して自働的救濟の道を內面と云ひ、受働的の方を外面とは指稱せる次第であつて、何れの場合にも此の內面の道は尊くして且つ有效である事を忘れてはならぬのである、云ふ迄もない事なれど自發自奮のない所に、徒らに外面より助力を與へては、唯だ益々依賴心を增大する計りで一を得れば二を望み、二を得れば更らに三を望むと云ふやうに、決して底止するものでないことは心理の然からしむる所である、斯くて斯かる場合には獨立心を毀損する甚しき爲めに、大に前途を誤るに至るは獨り一身に止まらず一家子孫悉く其弊を仰く事になる、之れ實に由々敷大事と云ふべきであるが、然かし之は間違なき成行であつて人世何が恐しと云つて是程恐るべきことはあるまい、人一たび飽くことなき慾望の奴隸となつて仕舞へは煩悶苦勞身を纏ひ遂に一日の安息もなく、慘しめな窮鬼となつて果敢なき運命に終るは、的確なる事實恐るべき悲劇として吾人の周邊に活現しつゝある所でないか、

內面の道は限りなくして外面の道は限りあり

新聞抔によると、何れより聞いて斯くも誤報を傳へるものか、無責任は彼等の常とは云ひながら、司法省も二圓或は三圓を增俸するために特別支出を爲した抔報じたものもあつた、けれども會計法の規程により國庫の歲計豫算は、其支出法自ら定りあるもので、之は地方議會の機關のあるもの抔とは、到底同樣に行かぬものなる事、辯するまでもないことであるが、遺憾ながら未だ斯かる解り切つたる事柄をも周知せられぬものと見へる、左樣の次第であつて之は何人が如何に工夫しやうとしても、來議會の通過を待つの外他に方策は無い筈である、無い筈であるが當局者としての苦勞は、即ち茲に存する譯であつて、總ての事情の許す範圍內に於て最善の工夫を凝らし按排措置宜しきを得て、而して他に優るとも決して劣ることなき方法を講ずべき事は、苟くも帝國の獄務を荷ふて立ち國礎爲めに安固を保つ程

の、不眠不休の劇務に奮戰苦鬪する我が敬愛すべき司獄官吏諸士の境遇を思ふ者、而して實に目下の事情を知る者爭てか之を緩漫に付し去るを得んやである、とは云ふものゝ元々限りあるものを以て限りなき事情に應せんとするのであるから、縱し一時の急に應ずるを得るとするも幷は到底この潮の如き勢もて寄せ來る、社會的一般の要求を充たす程の事は不可能と云はなければならぬ、假りに過去並に二圓三圓の增給を受くるとしてもが、單に之を物資の補給として費消して見れば、如何程の救濟が其處に行はれるものであるか、其效果は實に僅少のものであるまいか、ツマリ之に依賴せんとした所が果してどれ程の依賴甲斐があるか或は實際に失望する事はないであろうか、且つ又た一說には若し斯かる增給ありし時、之を濫費の弊に陷らずとも云ひ難く、萬一事茲に到れば殆んど火を消さんとして油を注ぐやうなもの、眞に之れ趣旨逆行の結果を來すのである、故にこの外面よりの救濟策は元來悉く其必要に應ずる能はざるのみならず、實に一步を誤まれば又た拾收すべからざる禍害を釀すことなしと云ふ能すであるから、之を實行する者も又

た之を受くる者も共に大に警戒すべき筋のものである、然るにこの內面よりの救濟策と云ふものに至つては前にも述ふる通りであつて、自奮自發全く男性的獨立心の强固なるを云ひ、如何なる貧苦窮乏の間にも泰然自若能く淸貧を守りて不自由に耐へるを云ふのである、徒らに世俗的の快樂を貪らず虛榮に恥らず操守端然以て能く我が職分を盡して、此處に至大の安心と快樂を見出す心こそ、之れ則ち內面救濟の本義なのである、而して此の道に於て各々得る所あれば假令ひ消極的とは申しながら、實に無限の救濟力を自ら有する譯であつて、如何なる時局に際會するも敢て虞るゝに足らない、彼の憂き事のなほ此上も積れがし限りある身の力試めさん抔云へる諦らめの立派なる犧牲的の心境蓋し此邊の場合に歌ひ出されるものであろう、

遠く慮からざれば必す近き憂ひあること殷鑑近きにあり

家政を治むるには遠方次第也とは能く聞く所である、之は多くの人の實驗のあ

る所で彼の拾圓の月給の如きも二拾圓の時と同じ不自由を感じ、其理窟で以て矢張五拾圓と百圓と云ふ工合に上れば上るほど、不自由の念は却て增すこそすれ決して前より減すると云ふ事のないのが事實であるが、其は兎も角も方法の立て方で家政は如何樣にも行くものだと云ふ事丈は、之は信すべき事である、故に今日の難局に處せんには先づ以て之に對する方法から確立せなければならない、明日か來年には善き事もあるだろう〳〵と云つて延べ〳〵にして待ち、又は何時迄もこんな事はあるまい抔と云つては、賴みにもならぬ事を賴み到頭行詰つてから大馬鹿を見て在られもない無樣な事を暴露するの止むなきに至るもの比々皆之である、此實例は決して乏しくない、モツト切に云へば此手で債鬼の醜奴となり遂に一身一家を誤りたる寒心に堪へざる所の慘憺たる出來事は、例示すべく餘りに吾々の周邊多きに失するの感あるを悲むのである、實に此人にして此事あるかと云ふが如き思ひ懸けもない、意外の人に驚くべき事を爲す人のあるものである、之は畢竟其初めを愼まず何等の遠慮もなく、唯だ何事も放任して成行に委せたるためである事は、萬人殆んど一轍であると云ふて宜しかろう、斯樣の次第であるから今日

の場合に處しては尙更の事、是非共思切つて早く其覺悟を以て方法を立て必ず之を斷行することにせねばならぬ、今は決して一刻も躊躇逡巡すべき秋でない、若し區々たる從來の情實に引懸りて、改革を斷行する事がなかつたならば、將來は必ず行詰りを生し心ならずも餘義なき破目に落されると云ふ事を保せないと思ふ、斯かる事は無智なる小民の免かれない所であつて、思慮ある賢者は之を爲さないけれども、予は實に轉はぬ先の杖として婆心を禁ずるを得ないのである、今日は即ち絕大なる勇猛心を發揮して、方に今後の難局に備ふべき秋である、難局に備ふるとて別義でない總ての冗費を省き何事も華を去り實に就くの主義にて、ツマラナキ見榮の如きは一切之を捨て、同僚互に相戒め相務め一致協力して、質素儉約の生活法を立つると云ふに外ならぬ、

非常の場合には非常の覺悟を要す

彼の田尻博士に語りたる或る稅務署長の執りし手段方法の如きは極端と云へば極端だが、然かし時局に對する覺悟としては一定俸給の官吏生活の者、須らく斯

くあるべきが當然で即ち之れ天晴なる勇斷果敢と云ふの外はあるまいと信ずる、願くば此の如き事こそは所謂官僚主義として、世俗の所謂夫れならぬ美名善稱として斯くは用ゆるやうに致し度いものである、今は即ち非常の時、非常の覺悟を要する秋である、要は眞に之を自覺するにある、眞に自覺すれば則ち强き克己自制の念が起る、此念ありて始めて入るを計りて出づるを制する經濟法をも活かすことが出來るのである、我が親愛する司獄官吏諸士は果して此自覺を有せらるゝや否や、予の切に聽かんと欲する所は此點に存する、

妻女に時局難の觀念を徹底せしめざるべからず

家政を整ふるには主婦を中心とせねばならぬ、故に此中心人物に何等時局難に就ての觀念ない時は、如何に主人公のみが氣を揉んでも所詮駄目である、平常ですら妻女がよく家を整へねば何事もワヤになつて仕舞ふものであるが況して今日の如き非常の場合に於ては、能く之を呑み込み夫婦同心協力して掛らねば、迚ても

此の難關を切り抜けることは覺束ない、日常の公務にも內助者として妻女が、其賢愚の差によりて如何に影響する所が尠なくないかと云ふ點に就ては今更論ずるにも及ばぬ事であるが、唯だこの今回と云ふ今回の事に限りては、是は又た非常の影響のある次第であるから、此際特に家族會とやら云ふやうなものを開きて、頻々と說話訓戒を聽かしむる必要があると思ふ、兎に角各地此種の會は設けられて居るやうだが此際こそ大に勵行するが宜しかろう、一體多くの妻女の境遇を察するに、彼等は常に屋內に籠居する自然の成行よりして、時勢を視るの便もなく從て從來の風俗習慣に囚はれ易く、就中お突合ひだの義理だの體面だの外聞だの云ふ事より放たるゝことが甚だ六ヶ敷して時には質を置いても見榮を張る抔實に餘計な無駄使ひの多きものである、此等は第一に斷然と全廢抑止すべきもので、大改革を行ふべしとは專ら此邊の事にあると知らねばならぬ、主人の心を心とせばどうしても妻女も亦た大に抑制して我儘を愼まねばならない、と云ふのは前にも述ふるが如く今後多少の增收でもあるとか、又は一般景氣に伴ふたる內職の儲があるとか、云ふやうな時に例の心理的煽動によりて頓に購買心が熾になり大に見榮な

ど飾るやうになつて來るからである、而して其結果は、却て增收なき以前の苦に優りて苦しむ事になるのであつて、洵に恐るべき事と云はねばならぬ、之れ皆妻女の心掛の宜しからざる爲め、言換ゆれば時局難の觀念が徹底せぬからである、於是乎妻女を敎へ其內助の功に待ちて小にしては一身一家を齊へ、大にしては公務を完全に竭す爲めに家族會の名に由りて、常に妻女を集めて適宜の講演を聽かしむる如きは、極めて必要にして又た極めて適當の方法と云はねばならぬ、妻女の敎養如何に由りて主人の品格に影響することの莫大なるは、實に今更の感に堪へない程に思ふが、一點から云ふても司獄官吏を養成訓陶せんとするには、是非共其妻女から養成してかゝると云ふことを無用と見る譯には行かない、之は十分力を用ゆべき價値あるものと云ふことが出來やう、と思ふ、（完）

講演　知識ある犯罪者

文學士　寺田精一

一、序言

此問題に關しましては、種々研究をし考へなければならぬことが澤山ありますので、淺學な私が、今日の如き學會に出席致しましてお話致すのは、甚だ恐縮するのでありますが、只自分の所感を述べまして諸君の御敎正を願ひたいと思ふのであります。

知識ある犯罪者に關して考へますには、先づ知識あると云ふことから問題になるのであります。如何なる者を知識あるものと稱するか、是は極めて重大な問題でありまして、論じ方に依ては種々の意味になりませう。然しながら今日の心理學から見ますと、昔から用ゐられた智、情、意と云ふ吾人の精神の三分法は、只便宜上の分類に過ぎませぬので、所謂知識と云ふものは種々他の感情や意志と密接な關係を持つて居つて、これを單獨に分離して觀察することは、頗る不自然の取扱方であります、

併ながら普通吾々が知識と稱して居るのは、記憶・判斷・推理・思考等の精神作用を總括していふのであつて、其指すところは極めて漠然たるものでありますが、今こゝにはこれ等の點に渉つては深く研究しないで、一般に用ゐられて居る意味に解し、怜悧とか悧巧とか教育あるとかいふ程度に觀て置きたいのであります。而して犯罪者の研究には、精神の薄弱といふことが、屢論せられますが、これは主に上述の如き意味に於ける知識方面の缺陷を指して居るのであります。私が茲に知識あるといふのは、即ち此精神薄弱といはれるものに對して、知識の秀れた者であります。

二、知識程度の分類

却說此知識が、通俗に考へるやうに、他の精神作用から分離して見られるとしたならば、其發達程度は如何に區分して考へられるか。從來多く行はれてをります知識の程度の測定は主に一般の學童に於て行はれ、それを標準として他の不良兒などに比較したものでありますからして、學童よりも年齡の多い成年者を含めた犯罪者を論ずる場合には稍々適當しないことがあるのであります。何となれば兒童の知識は、云ふ迄もなく年齡と共に非常な速力を以て發達しつゝあるのでありますから、一二年の相違は、知識の發達の上に著しい相違を生じて來るのであるが、成年者の場合には、數年の年齡上の相違は、知識の程度の上に格別の差別を認め得ないことが多い、從つて發達程度を定める上に最も好都合な年齡では、明瞭な區別のなし得られない。換言せば吾々成人は、知識の增加と云ふことが兒童に於ける程年齡と共に便利に考へられないのであります。斯の如き點で從來大人の知識發達の程度は、適當な分類が餘り行はれて居ないのであります。

けれども一部の論者は、人の知識發達の程度を臆說を以て優・良・中等・不良・劣といふやうに五つに分け、其各の階級に屬する人の割合は一樣ではなく、中學程度のものを最も多くありとし、良と不良の程度はこれに次ぎ、優と劣の程度のものは最も少數であると觀て、其割合は中間に位する普通程度の者が全體の約半分として五十「パーセント」、普通より不良と良との程度のものが各二十二「パーセント」、最も優れたものと最も劣つたものとが各三「パーセント」、あると云ふのであります。一般に精神薄弱者を論ずる場合には、これを三「パーセント」說と稱へ、普通の人の間に存在して居る精神薄弱者は、百人に對して三人位であつて、これは法律上十分の責任を科してはならぬものであると云つて居ります。而してこれは臆說であるが、實驗上或知識の標準を定めて、五つに分けるやうな目的を以て、近頃亞米利加のビントナーとバターソンの二人が千百八十九人の普通人に就て調べました所が、優といはるべきものは四・一「パーセント」、良といはるべきものは十六・九「パーセント」、中といはるべきものは四十四・〇「パーセント」、不良といはるべきものは二十三・八「パーセント」、劣といはるべきものは

十一・三「パーセント」となつて、三「パーセント」說よりは、知識の劣つたもの丶方が少し多いやうな結果になつた。けれども臆說から定めたものと、或一定の標準から鑑査したものとが、大體に於て先づ類似した結果をなしてをります。然らば私が知識ある犯罪者と申しまするのは此等の臆說なり、鑑査なりに依つて得られた結果の何の邊に置いて宜いかと云ふことが問題でありますが、これは概括的に觀て普通のもの即ち中位の程度のものよりも知識の高いもの、と考へたならば宜しからうと思ひます。

三、中等以上の教育程度と罪質

而して實際上に於て從來犯罪者の知識の程度を調べて居るのは、ビントナーなどの試みたやうな精密な知識　査をしたのでなく、學校教育を受けた程度のみで分けて居るのが普通であります。從つて其教育程度なるものは、嚴密に申せば甚だ不充分なものであります。でありますから吾々のいふ廣い意味の智識とは、其意味と内容とに於て、稍々異つたものと云はなければなりませぬ。けれども今日の所は、已むを得ず此學校教育の程度に依つて、犯罪者の知識程度の大體を推察する外、致し方ありませぬ。

然らば我國に於ては、學校教育を標準として、彼等の教育程度を如何に分けて居るかと申しますと、

一、高等教育を受けたもの、二、中等教育を受けたもの、三、普通教育を受けたもの、四、多少讀み書きの出來るもの、五、無教育のもの丶五種に分けて居ります。今假りに大正四年度の刑事統計表に依つて、有罪の宣告を受けた被告が十一萬四百二十三人あつて、其中教育程度の不明なるもの二千五百七十六人を除きました十萬七千八百四十七人中、上述の標準で其教育程度に依り區別して見ますと、その百分比例は高等教育を受けた者が〇・一「パーセント」、中等教育を受けた者が〇・九「パーセント」、普通教育を受けた者が二〇・一「パーセント」、多少讀み書きの出來るものが五七・七「パーセント」、全く教育を受けなかつた者が二一・〇「パーセント」と云ふやうな割合になつてをります。但し此結果を監獄統計年表に比較して見ますと、少し是より教育程度の高いもの丶割合が多くなつてをりますが、これは統計の材料を得る時の標準に、幾分か相違がある爲めと考へられます。

却說私が此處で言ふ知識ある犯罪者とは、高等乃至中等の學校教育を受けた位のものとして置きます。然ながら學校教育のみが知識高低の標準になるとは云へませぬが、今假りに上の我邦の犯罪者の統計に依つて、高等教育を受けたもの〇・一「パーセント」と中等教育を受けたもの〇・九「パーセント」を加へて、百人に就て約一人と云ふものは先づ知識ある犯罪者と云つて宜からうと思ひます。

然しながら犯罪の性質に依つて、種々違つた結果を來たすのは明かなことで、例へば竊盜の中他人

の財物を竊取したと云ふもの二萬四千五百人に就て調べて見まするとと、高等並に中等の教育のある者が僅に〇・七「パーセント」でありまして、割合に高い程度の學校教育を受けた者は少ないのであります。これ竊盜行爲は、教育がなくても出來るからでありませう。然るに高い程度の教育を受けた者の比較的に多い罪質は、何かと申しますと、文書僞造が第一位であつて、千三百人中九・二「パーセント」は、中等以上の教育を受けたものであります。これに次いでは瀆職罪で、三百八十人中七・六「パーセント」であります、これは申すまでもなく教育のないものは、公の職に就くことが出來ませぬから、教育あるもの丶多いのは、當然のことであります。次は有價證券の僞造であつて、二百五十三人中七・五「パーセント」であります

これ等の次に高い程度の學校教育を受けたもの丶多い罪質は此の數種である。即ち詐欺の中人を欺罔して財物を騙取し又は財產上不法の利益を得又は他人をして得せしめたものに屬するもの九千二百四十九人の中二・五「パーセント」、人を脅喝して財產上不當の利益を得又は他人をして得せしめた者七百三十三人の中三・八「パーセント」、橫領罪の中、自己の占有する他人の者及び自己の物と雖も公務上より保管を命ぜられた物を橫領せるもの二千八百八十六人の中三・〇「パーセント」は、何れも中等以上の教育を受けたものであります。斯の如く其罪質に依つては教育程度が大變違つて居りますから、一概に言ふことは出來ませぬが、兎に角特種の犯罪に於ては、相當に學校教育を受けたもの、即ち所謂知識ある者が可成り多數犯罪をして居ると云ふことは明かであります。

四、犯罪と知識

而して從來から犯罪者を論ずる人は犯罪者と精神薄弱者と云ふものとを關係せしめて、犯罪研究上最も重要なもの丶一として居ります。

然らば精神薄弱者は如何なる割合にあるかと申しますと、これに關しては多くの學者が研究の結果を發表して居りますが、こゝには極めて最近の發表を一つ擧げて置きます。即ち亞米利加のウィリアムと云ふ人が、少年から青年に至るまで即ち十歳から二十一歳迄の不良行爲若くは犯罪行爲を爲したもの二百十五人を調べて、其中の精神薄弱者は三十二「パーセント」で、普通若くは普通以上に優れたものが二十「パーセント」であつた。して見ると不良行爲者の中には割合に精神薄弱者は多いと云ふことが明かであります、それからヤークスとブリッヂエスと云ふ二人が普通學齡兒童六百七十人に就いて調べた結果、其中の十一・五「パーセント」は精神薄弱者であつた。又同氏が八百八十人、犯罪者を調べた結果は、其中の三十・二「パーセント」が精神薄弱者であつて後者は前者に對して約三倍近くあつた割合である。前に擧げたウィリヤムの三十二「パーセント」に能く似寄つてをります。斯の如く精神薄

弱者が犯罪者の中に多いと云ふことは、殆んだ爭ふことの出來ない、事實でありまして、犯罪者研究に最も必要なる條件であることも明であります。

然しながら罪質に依りますと、知識のある者でなければ、容易に犯罪をすることの出來ないものもあるのでありますから、敎育あり知識ある者も、亦相當に注意して觀察しなければならぬと思ふのであります。のみならず知識あるものは、假令犯罪をなす刹那には、特別な判斷や思慮を回らさないでも、知識なきものゝ行ふよりも巧妙なる方法に於て犯罪し得ることは普通である。これは或犯罪の方法を覺え、犯罪を實行する時には、その見聞した方法で行はんと努めないでも、自ら心づかずに其方法で行ひ居ると同樣の事實である。尙又敏捷な活動をなし得るものは、多く知識あるもので、かの掏兒の如き其巧妙なるものは、殆んど皆所謂悧巧者であつて、知識薄弱なるものはないのである。

敎育程度と罪質との關係を述べた時に、文書僞造・有價證券僞造・詐欺・瀆職等の犯罪が、敎育程度高きものに比較的多きことをいふたが、これ等の犯罪は、多くは社會が進歩し、各方面に多樣なる關係が生じ、繁雜なる規定、法令等が出來るに從つて、益甚だしくなる傾がある。然るにこれ等の犯罪は、知識に乏しいもの、殊に社會上の事實に闇きものでは、行ひ得ないもので、主に知識あるものゝ行ふ犯罪である。假令學校敎育はなくとも、所謂世知に明るきものは、往々此種の不良行爲をなすことが

あるのである。

又感情性犯罪者と稱して、感情が主な動機として犯罪をすることがあります、これは主に複雜な知識の作用の加味されて居ない場合であります。例へば善い方面では同情或は愛國心等が原因になり、又不良な方向では嫉妬、怨恨と云ふやうな特種な感情が原因となつて犯罪の行はれるやうな時には、複雜な知識の活動が加つて居らぬことが多い。即ち知識の秀れた人でも感情方面に異常ある人は、或境遇に接した場合には全く感情に支配されて、自ら思はざる行爲に至ることが少くないのであります。但し特殊な感情が動機となつて居る犯罪であつても、知的作用の大に加味されて居ることがある、例へば復讐行爲の如きは、多くの場合衝動的、爆發的にしないで、能く計畫を立ててやるものである、或は又國事犯の如きは、愛國の感情が主たる動機になつて居るは明であるが、これを行ふには旨目的な行動をなす場合よりも相當の計畫を立てて行ふことが普通である、從つて此種のものは感情と共に色々な知識作用が加味されて居るのは明かであります。けれども多くの感情異常から行はれる犯罪は、知識の色々な作用を待たないで行はれることが極めて多いから、知識の秀れた人であるから、犯罪的傾向が無いとはいはれないのであります。のみならず場合に依つては、知識の秀れて居るが爲めに、普通人では企て得ないやうなことを考案して、自己の感情の滿足を得んとすることも往々あるのであ

ります。

斯う云ふやうな種々のことを考へて見ますと、從來犯罪者の研究に主として注意された精神薄弱者と共に、知識ある者も忽にならぬことゝ思ひます。

五、現代と知識ある犯罪者

殊に文明が次第に進歩するに伴つて、種々社會上の關係が複雜になつて來まして、無識者・愚者・社會上の複雜な事情に關き樣訥者等を對手とした不正の企業・不正無盡・不正周旋業・其他巧妙な詐欺行爲・又は一部の好事家を顧客とした不良圖書の出版と云ふやうなものは漸次に增加する傾向になつて居りますが、これ等は殆ど皆知識あるものの行ふところである、少くも普通以上の知識がなければ出來ぬものであります。尤もこれ等の不良な行爲の中には、形式上又表面上に於て、法律の制裁を逃れるやうに出來て居るのも少くありませぬ。けれども此等が其社會上に及ぼす危害に至つては、例令法律の制裁を受けないまでも、準犯罪者として研究しなければならぬのであります。而して此種の惡性のものは、かの生活の必要上物資を得んとする浮浪人・乞食・其他魯鈍なる者が、輕微なる犯罪行爲を爲すのに比しては、其性質甚だ憎むべきものが多いのであります。例へて申しますと、大會社、大銀行の頭取などが不正なことをした爲めに、其會社や銀行の破產を招いたやうな場合には、其損害を蒙

るものは千人や二千人ではない、のみならず、社會の經濟上に非常な危險な影響を與へることは決して少くないのであります。然るにかゝる不正行爲者の多くは、自ら人生の快樂に耽溺しつゝあつたものである。これを其時の食に窮して竊盜をなし又は詐欺をなすものに比せば、其心情の不正なる點に於ては日を同ふして論ぜらるべきものではない。

又知識あるものは、犯罪行爲を敢てして、然も容易に發覺を逃れ易き利點を有して居る、其一に、彼等は多く其時に於ける捜索の機關より一步進んだ方法を以て惡事をなし得るものである、何となれば捜査の機關は、普通既存の犯罪事實又は一般的の犯罪方法を基礎として立てられ、所謂新案の犯罪又は捜査官の思考せる以上に出でた方法の犯罪は、容易に捜査に觸れ得ぬのである。其二に、知識あるものは不良行爲に對して、第二次的に捜査さるゝの利を有して居る、何となれば彼等はそれ丈け社會上に信用を有する道理であつて、犯罪行爲の嫌疑者としては、第一次に比較的に教育なきもの、換言せば直接捜査の任に當れるものより寧ろ低き教育程度の者に於て、先づ捜査の方向が定められるのである。從つて知識ある犯罪者の行爲の性質は、知識なきものの行ふ犯罪よりも範圍大に且永續的なる傾向がある、換言せば社會に及ぼす危害の程度は後者よりも著しいのが普通である。多くの犯罪研究者のいふが如くに、犯罪者は精神薄弱者に其大多數が見られて、知識あるものゝ少いのは、殆んど

疑ふことの出來ぬところであるが、犯罪行爲の影響するところは、人數の僅少を以てのみ判斷することは出來ないで、其個々の犯罪の性質に因るのであるから、知識ある犯罪者の犯罪行爲の社會上に及ぼす影響は、決して輕々に看過すべきものではないのである。

而して一般に知能犯罪は、詐欺有價證券僞造・其他文書僞造等に限つて用ひられて居るが、事實上に於ては殺人にも竊盜にも放火にも橫領にも存する道理であつて、知能が普通以上に働いて居るものであれば、罪質の何たるを問はず知能犯として取扱つて差支ないのである。例へば同じく竊盜であつても愚なるものは直に捕縛され、知識あるものは容易に捕縛されないのであつて、一に知能の優劣に因るものである。但し今日裁判所や、監獄で取扱つて居る者には、知識ある犯罪者は比較的少ないのであります。然ながら巧に法網を逃れ、隱れたる犯罪者として活動して居る者が相當に存することは誰しも想像のつくことであります。

而して、知識あるものが、生活難に苦しめられ、射倖的冒險的企業に對する好奇心に惑はされ、利慾に迷ひ易き者の愚を看取し、自己の知識に對する自信を感じ、社會道德を自己的に解釋せんとする傾向は、現代の社會の一面として決して等閑視する能はざるところである。

六、結　末

かくの如くして、今後の犯罪者の研究は、各種の方面より進めて、社會國家の公安維持に盡さねばならないが、殊に從來の如くに、單純に貧民勞働者若しくは精神薄弱者等を主として研究した以外に、更に進んで富者の階級若しくは知識ある階級にも及ばなければ、所謂文明的犯罪や文明的不良行爲を根絕し又は防禦することは出來ないと思ひます。尤もこれ等の研究の結果斯の如き知識ある犯罪者が、一種の精神病者に見る所の知能の或る一方面が非常に進んでをつて、其他の方面に著しく缺けて居ると云ふやうなものであるかも知れませぬ、或は又彼等が酒精を過度に用ひ、殊に近時の惡習として、事業の經營にも、彌縫にも其計畫を立つる時は多く酒杯の席で行はれるやうなところから、所謂酩酊狀態の爲めに無謀にして又不良なることの行はれ勝ちなるやも知れませぬ。これ等は研究には稍困難な事實であるが、然も頗る興味ある事實であつて、要するに各方面の研究を待たなければならない。

かの富める者と貧しい者とは、今後其懸隔を益々甚だしからしむるもので、主に經濟上の問題として、一面に於ては貧乏な者の研究が必要であると同時に、一面に於ては富者の研究が必要であらうと思ひます。刑事學の現狀に於きましても、亦單に知識のない者の研究のみならず、知識ある者の階級も多く研究を進めなければならぬと思ひます。殊に文明に伴つて、愈多種多樣なる犯罪者が多くなりまして、就中知識ある犯罪者に對しては、先づ實際的方面では搜査機關の改善を謀り、研究的方面で

は各種の方面からこれが調査研究を進めなければ、健全な刑事政策は行はれぬものと思ひます。殊に知識ある犯罪者の、社會道德上に及ぼす危險は極めて大なるものであつて、知識階級の大犯罪が暴露する毎に、殊に世の青年の社會道德に對する疑を增さしめ、其文明生活を毒することの如何に大なるやは、想像以上であります。

以上縷述いたしましたところは、極めて通俗なことであつて、特に此席上に於てお話いたす性質のものでもありませぬ。然し近時交戰國は不明で別としまして、亞米利加の刑事學界の如き其研究の中心問題は何かと云へば、精神薄弱者の問題で、其機關雜誌などは每號二三人の學者が、これに就て論爭して居りまして、此方面の研究は非常に盛なやうでありますのに、知識ある犯罪者の問題は、全く閑却されて居ります、これは我邦に於ても亦同樣であります。此點が私をして此問題をわざ〳〵此席上に於て述べしめた所以で、諸君の御淸聽を煩はした次第であります。

譚叢

處務片言（其八）

在廣陵　眞趣齋學人

綱領　多衆を支配する者は群衆心理の歸趨を察知し機先を制するの用意莫るべからず防壓的警戒は特に然りとす。

文書　文書を處理する者は己が心を以て簿書と爲し然る後簿書と照合すべし專ら簿書に依るときは眞質を失ふ。

戒護　職務の執行に對し反抗を受くる時は靜かに自己が言動を反省すべし命令は莊重を缺くなきか將た誠意を失ひ時機を誤るなきかと。

作業　僅々數十の業種を以て千百人の技工に適應せん事固より難事なり擔當者は深く配科の適否に留意して意見を陳ふるの要あり。

會計　歲出支拂の遷延すべからざると同時に歲入の徵收を緩漫に付すべからず納入告知書の發付又は納期は一段の嚴密を期すべし。

領置　特別保管の物品と普通物品との間取扱手續を異にするも彼に厚くして此に薄かるべき理由なし責任の負擔は同一なりとす。

用度　濫用徒消は拂出物品の多量に基因するは勿論一般庶僚か官物に對する觀念か自家物同樣に愛重するの公德心を銷磨するに在り。

敎務　誘ひ導くは敎の常也警め喩すは敎の時也躬行して率ゆるは敎の本也不言にして化す敎の神也激して進む敎の權也取捨妙用其人に存す。

醫務　健康診斷をして形式に流れしめす一層の意義を發揮せしめよ疾患を輕徵に豫防するは監獄衛生の神髓なり。

予は看守諸君と語る（十二）

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君は人言の如何に信じ難きものなるかを實驗せられざるや、先づ後の受刑者の言の信用し難きは別として、凡そ世間の人言なるものを考ふるに、多く當てにならぬのが全くの實況にあらざるか、人は相互に眞實を語り相欺かざるが、來の道義なれば人言程信用するに足るもの、之れなき筈なるに不幸にして實際は則ち全く其反對の現象を認めざるを得ずと云ふに至つては、洵に遺憾千萬の事と謂ふべき也、即ち信ずべくして信ずべからざるは人言也との警語を造り出すに至りたるこそ情けなくも亦れ是非なけれ。

人が眞實を語らずして虛欺を構へ、若くは口の調法なるを惡用して、濫りに人の非を撥き、而して人の迷惑を構はざるのみか、寧ろ之が爲めに蹉躓失敗するを快とする者あり、人世虛言と人とは附物にして相離るべからざるものにや、何れの世にても人事又は世事を面倒にするのも實に人の言の葉にして恰かも燎原の火の如く、僅かに三寸の舌もて家も城も燒盡せし例は、古來の事實に明かなる所、故に病は口に入り禍は口より出づと云ひ、又は口に密あり腹に劍あり抔、色々の警句もありて口の愆るべく又た愼むべきを悔ゆることを到らざるなしと云ふべし。

試みに世の新聞紙に徵するに、是又虛言八百の事多くして彼は出鱈目の記事を掲げ好んで人の惡事を撥き、之が爲めに如何に人が迷惑するも更に其頓着する所に非ざるが如し、

新聞記事の爲めに非常に名聲を掲げ、利益を受けたる人皆無に非ざるべしと雖ども然れども、其責任なる批難攻擊又は不注意なる記事により て、信用を墜し誤解を受け失敗を招き、而して遂に社會的致命傷を蒙りたる者頗る多きのみならず、或は之が爲めに斯世をはかなんで可惜一命を棄てるものすら決して尠きに非ず、苦し夫れ事實相違なくして然る者ならんには、敢て深く意とするに足らざるも、全く無根にして揑造誇大の記事に係り、讒誣中傷離間等の惡意に出づるものに至つては、實に不幸の至り氣の毒之に過ぐるものなしと云ふべく、其罪業や亦た憎むべしと爲すべき也。

人の噂や世の評判程當てにならぬものなし、されば人は評判程に惡くもなければ評判程善くもなしとあるは智言と謂はざるべからず、然るに吾人は動もすれば評判にがぶれて、人を過大に惡人視し又は善人視し若くは誤認誤察其他之が先入主と爲るために、想像猜疑嫉視の如き勝手氣儘の私心を逞ふし、以て公私の上に事を爲さんとす、之れ尤も陷り易き弊害也、世は即ち此の如くにして誤解が誤解を産み、暗鬼又た暗鬼を生じ、唯に夫れ無益有害なる暗鬪陷擠を事としつゝ推移するが、

斯世の慣習人事の常例と觀するの外なきが如し。

然りと雖ども吾人は司獄吏として、啻に公正の見地に立ち何事も唯だ正理公道に從ひ、不偏不黨苟くも無理無法の事若くは正邪轉倒の事に對しては決して默止し能はざるに依て正義觀念を有せざるべからず、此立場よりして吾人は先以て輕々敷人言を信せず而かも讒評中傷をして濫りに其暴を逞ふせしめざるやう、警戒することを常に第一と爲すべき必要あり、諸君は在監者の上に權を執る職分也、人の上に務を執る者にして若し此點に向て深き注意と警戒を拂はざる時は、人を用ゆるに其當を得る能はずして適材適處に置かれざるが故に弊害百出常に正邪轉倒の惡政に陷らざるを得ざるに至る、若し夫れ此事を平心虛氣に諸君の日常の勤務上に顧みなば、思ひ半ばに過ぐるものあらん。

人言は決して輕々に信ずべきものに非ず、然るに吾人は何故に日常此戒律に多く背きつゝある

や、自ら顧みて其腑甲斐なきを悲ましむんばあらざる也、何となれば如何に警戒するも何時の間にか入り易きは此人言にして、而かも巧言令色にして何が爲めにする所あるものが、最も多く腹中に入り易きを感すれば也、之が爲めに自らを損し同時に又た他人に迷惑をかけること幾何なるを知らず、人言こそは則ち實に油斷ならぬものと謂ふべし、而して是は獨り聽く時に限らず、自ら言ふ時のそれにも大に注意を加へ、假令ひ平心に語る時と雖ども、濫りに人の批評を爲し甚だしきは非難攻撃を爲すが如き、是等は尤も注意と抑揚とを以て之を愼まずんばあるべからず、殊に又た同僚間に於ては、互に德を立て名を爲さしむるこそ、同僚たるの通誼たれば彼の下司下郎の爲すが如き苟くも同僚の非を擧げ之を吹聽し若くは上官に告ぐる等の事を以て快と爲すべからず、此の如きは則ち品格を重んずべきを知る司獄官吏に取りては、實に大々禁物也とす、而かも淺慮なる者は人の非を擧ぐるを以て、己れの德を立て上寵を恣にする所以と爲すも、之れ又た大なる了見違ひなる事云ふ迄もなき也。



統計

大正六年七月中入出監竝月末在監人員

(△ハ減)

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同日末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	四九、八八七	四、九六一	四、七九一	五〇、〇五七	四九、八八七	四八、五四八	一七〇	一、五〇九
刑事被告人	三、八六五	四、三五二	四、三七三	三、八四四	三、八六五	三、五五〇	△二一	二九四
勞役場留置者	八三〇	九一六	一、〇四三	七〇三	八三〇	九二三	△一二七	△二二〇
乳兒	四〇	一五	二一	三四	四〇	四四	△六	△一〇
總計 男	五二、三一八	九、五一二	九、四五七	五二、三七三	五二、三一八	五〇、八五七	五五	一、五一六
總計 女	二、三〇四	七三二	七七一	二、二六五	二、三〇四	二、二〇八	△三九	五七
總計 計	五四、六二二	一〇、二四四	一〇、二二八	五四、六三八	五四、六二二	五三、〇六五		一六一、五七三

備考　內朝鮮人受刑者男三七人刑事被告人男二人ア

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國別	受刑者	刑事被告人	計
支那 男	二〇一	六	二六
支那 女			

大正六年七月末在監者人員表

	受刑者			刑事被告人			勞役場留置者			乳兒			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北米合衆國	二		二										二		二
獨逸	六		六										六		六
伊太利	一		一										一		一
墺國	一		一										一		一
洪牙利	一		一										一		一
總計	一一	七	一八										一一	七	一八
男	三		三										三		三
女		一	一											一	一
計	三	一	三一										三	一	三一

監獄別	受刑者			刑事被告人			勞役場留置者			乳兒			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小管	一一五		一一五										一一五		一一五
東京	一九七	一〇二	三九九										一九七	一〇二	三九九
豐多摩	一一三		一一三										一一三		一一三
巢鴨	二、四四八		二、四四八										二、四四八		二、四四八
橫濱	一、四四八	一五一	一、五九九										一、四四八	一五一	一、五九九
和浦	一、一六六	一一七	一、二八三										一、一六六	一一七	一、二八三
前橋	八九二		八九二										八九二		八九二
千葉	八八六	一七	一、〇〇三										八八六	一七	一、〇〇三
水戶	七四五	三	七四八	六四	六	七〇	九		九				八一六	九	八二五
宇都宮	六三七	一二八	七六五	三五	六	四一	八		八				七〇三	一三四	八三九
長野	一、〇七二	一一九	一、一九一	七	一	八	一		一				一、〇八〇	一一九	一、一九九
甲府	六一六	一五	六三一	二	二	四							六一八	一五	六三三
靜岡	八五三	二一	八七四	四	二	六	一		一				八五八	二三	八八一
名古屋	一、七九一	二四	一、八一五	六	一	七	一		一				一、七九八	二五	一、八二三
安濃津	七二九	六二	七九一	四四	一四	五八	一八	一	一九				七七一	七七	八四八
滋賀	六二一	一四	六三五	一		一							六二二	一四	六三六
岐阜	七五八	一七	七七五	二		二							七六〇	一七	七七七
金澤	九七六	五三	一、〇二九	九一	七	九八	一一		一一				一、〇七八	一二五	一、二〇三
新潟	六六三	三六	六九九	五六	五	六一	一二		一二				六八一	四一	七二二
福島	六四七	二	六四九	六八	三	七一	九		九				六七六	五	六八一
宮城	六二六	二	六二八	五四		五四	一一		一一				六四一	二	六四三
盛岡	四二三	三	四二六	三一		三一	七		七				四五一	三	四五四
青森	二九九	二	三〇一	五七	四	六一	一一		一一				三六七	六	三七三
山形	三一八	一四	三三二	一四	一	一五	七		七				三三九	一五	三五四
秋田	四四三	六	四四九	一四	一	一五	一五		一五				四五八	七	四六五
關所	六一九	三四	六五三	一四		一四	一三		一三				六四六	三四	六八〇
京都	一、一七七	三九	一、二一六	一〇	一	一一	一〇		一〇				一、一八七	四〇	一、二二七
大阪	三、二一八	一八一	三、三九九	一〇	一	一一	一〇		一〇				三、二二八	一八二	三、四一〇
奈良	七九五	一	七九六	四		四	八		八				八〇七	一	八〇八
和歌山	六八一	五四	七二五	一四	一	一五	一		一				六九六	五五	七五一
神戶	一、九〇一	一九〇	二、〇九一	五六	一	五七	二九	一	三〇				一、九八七	一九一	二、一七八
岡山	一、〇四〇	一四五	一、一八五	一四	一	一五	二		二				一、〇五六	一四六	一、二〇二

| 總計 | 一、四二一 | 一、二六五 | 一、〇二一 | 八八〇 | 一四一 | 一、〇四一 | 一、〇二四 | 一、〇二四 | 一、〇二四

大正六年七月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
竊盜	二五、三七二	八七〇	二六、二四二	二六、〇九二	二五、四一六	一五〇	八二六
強盜	二、四七九	二〇	二、四九九	二、四九五	二、六〇一	四△	一〇二△
賭博及ヒ富籤	三、〇八一	一〇四	三、一八五	三、四六一	三、二〇一	一〇△	一六△
詐欺及ヒ恐喝	五、七六五	一二一	五、八八六	五、七八〇	五、七〇〇	二七六△	一八六△
計	四八、〇四二	一、九五〇	四九、九九二	四九、八八七	四八、五四八	一〇六	一、五〇九

刑期	一年以下	一	一	一	七	六	四	五
	六月以下	三〇	一	三〇	一九	七	一一	二三
	三月以下	一五九	一	一五九	一二二	三二	三七	一二七
	計	二〇七	一	二〇七	一五五	五五	一五二	一五二
拘留刑合計		一〇四	六四	一六八	一八	二三六	△二〇△	六八
初犯		四八、〇四二	二、〇一五	五〇、〇五七	四九、八八七	四八、五四八	一七〇	一、五〇九
累犯		一八、六九六	一、二六三	一九、九五九	一九、九二八	一八、八八五	三一	二、〇七四
計		二九、〇三五	六八八	二九、七二三	二九、六一六	二九、三七二	一〇七	三五一
受刑者ノ累犯數		四七、七三一	一、九五一	四九、六八二	四九、五四四	四八、二五七	一三八	一、四二五
受刑者ノ年齢	十八歳未滿	一、七二一	一三六	一、八五七	一、八四二	一、六九四	一五	一六三
	二十歳未滿	二、三四一	一三四	二、四七五	二、五三九	二、一三一	八四	三四四
	二十歳以上	四三、九八〇	一、七四五	四五、七二五	四五、五五四	四四、七二三	七一	一〇〇二
	計	四八、〇四二	二、〇一五	五〇、〇五七	四九、八八七	四八、五四八	一七〇	一、五〇九

刑法	領	二、四一六	四〇	二、四五六	二、四一〇	二、二二六	二三〇
	鯛物ニ關スル	七三七	三〇	七六七	七三四	六三六	四六
	毀棄及ヒ隱匿	三七	一	三八	三五	四〇	三△
	通貨僞造	二〇二	四	二〇六	二〇〇	二〇〇	二
	文書、有價證券僞造	一、一七七	二二	一、一九九	一、一九七	一、二一九	一四
	印章僞造	二九	一	三〇	三五	三八	△二〇
	僞證及ヒ誣告	一三九	三	一四二	一二〇	一一七	五△
	瀆職	八二		八二	七六	五八	二二
	猥褻姦淫及ヒ重婚	三四六	一九	三六五	三四九	三三〇	一六
	傷害	一、五三八	三六	一、五七四	一、五七二	一、四二二	一五二
	殺人	二、一五三	一八〇	二、三三三	二、三四五	二、三五八	△二二
	嬰兒殺	三二	一三二	一六三	一六一	一七六	△一二
	逮捕及ヒ監禁	一四	一	一五	一四	一三	二
	墮胎	一七	七二	八九	一〇〇	九四	△五
	公務執行妨害	六〇		六〇	五二	五一	八
	逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	三五	一	三六	三七	四五	△二△
	毀	二四	一	二五	一八	三四	三
	放火	一、一二八	二七〇	一、三九八	一、三八〇	一、四六八	一六
	住居ヲ侵ス	一九七	一	一九八	一八〇	一六三	一八
	略取及ヒ誘拐	七八	九	八七	九〇	六八	△三
	其他	二二五	一四	二三九	二四四	二二二	△五
	計	一、九五〇	四九、三一二	四九、一九七	四七、八九六	一二五	一、四一六

統計

陸海軍刑法	五一	一	五一	四七	四五	四	六
森林法	一五〇	一	一五〇	一四八	一六六	二	△	一六
徴兵令	三〇	一	三〇	二三	二一	七	九
郵便竝電信法	二九	一	二九	二九	三七	○	△	八
諸規則 其他	三一六	一	三一七	二五一	一三八	六六	一七九
警察犯處罰令	九八	五二	一五〇	一六五	二二一	△一五	△	七一
廳府縣令及ヒ警察令	六	一二	一八	二七	二四	△九	六
計	六八〇	六五	七四五	六九〇	六五二	五五	九三
總計	四八、〇四二	二、〇一五	五〇、〇五七	四九、八八七	四八、五四八	一七〇	一、五〇九

寄書

○少年受刑者の夢

筑屋哲公

一般人類の心理狀態が其夢に依りて窺知さるる事は今更いふまでもなき事實なるが、殊に在監人が過去の罪惡を悔ひ、良心苛責に堪へ得ずして、憂悶煩惱して夢裡に之を現じ、鬼を見、及を被り、終りは精神に異狀を呈するに至るは、吾人の目覩するところにして、監獄に職を奉するものとしては毫も珍しき現象にあらず、然れどもその夢なるものが年齡の老幼、犯數の多少、罪質の如何等によりて各々特色を有し、その各自の心理狀態を遺憾なく表示する狀況を調査するも敢て無用の業にあらざるべきを思ひ、予は前任地奈良監獄に於て十八歲未滿の受刑者に就て、所謂少年受刑者なるものゝ、監房裡に見る夢は如何なる特色を有するや、是によりて彼等の心理狀態の那邊まで窺知するを得るやを調査したるに、大略左の如き結果を得たり、項目材料を整理して、大方の一覽に供せんとす、之によりて吾人は如何なる判斷を下すべきや、如何なる結果を得へきやは諸君の賢明なる識見に委するのみ。

調査人員百〇五名、夢の總數二百八十七件、調査の時候は晩春より初夏に亘れり、

第一、家鄉思念に關するもの

初犯五〇件、累犯五三件、合計一〇三件、

內譯

放免されて家鄉に在り（初一八、累一一、）
歸宅して親に叱らる（　八、　九、）
父の大病、終に病死（　二、　四、）
母の大病、終に病死（　二、　三、）
兄病氣、終に病死（　一、　一、）

祖母病氣、（一、）（一、）
伯父死亡、（一、）（一、）
父母に逢ふ、（三、）（一、）
亡父來りて訓戒す、（二、）（三、）
亡母來りて訓戒す、（一、）（二、）
弟來り呼ぶ、（一、）（一、）
伯父の許に歸りて謝罪、（二、）（一、）
伯父に叱らる、（一、）（二、）
父接見に來る、（一、）（二、）
姉接見に來る、（一、）（一、）
父母來迎す、（一、）（二、）
母と共に遊覽す、（二、）（一、）
父と姉と喧嘩するを中濟す、（一、）（一、）
弟を泣かしめ父に叱らる、（一、）（一、）
一家團欒、（二、）（一、）
自分犯罪のため一家零落す、（一、）（一、）
母が自分の爲めに悲む有樣、（一、）（一、）
家庭不和、（一、）（一、）
弟に諫めらる、（一、）（一、）
亡父の墓參をなす、（一、）（二、）
父母と步行中俄雨に逢ふ、（一、）（一、）
麻工の首折れて父死す、（一、）（一、）
家鄉の銀杏樹下に遊ぶ、（一、）（一、）
飲酒せる父の顏を見る、（一、）（一、）
亡父と兎狩をなす、（一、）（一、）

以上の夢は何れも或意味を語らざるものなしといへども、就中放免されて家に歸ると見るもの最多きは當然にして、次に歸宅して親に叱らると見るもの之に次けり、不良少年の經路は常に家庭に出入して叱らるゝに在り、出でゝ歡樂の巷に放浪し、一度窮すれば我家に歸る、歸るときは必ず嚴敵叱責を受く、彼等には温かき家庭の愛に眠るの幸福なく、家庭は叱咤の聲を以て滿てり、獄裡寢床冷かにして熟睡成り難きとき先づ夢に入るものは是也、且つ彼等の家庭の不健全なるや、父母兄弟は常に喧嘩を爲し、或は飲酒をなし、小さき彼等の頭腦を刺戟するの事實多し、皆獄中の夢となりて現れ居れるも亦可憐ならずや。

第二、飲食に關するもの、

初犯一〇件、累犯七件、合計一七件、

內譯

父母の許にて饗應を受く、（一、）（一、）
花見に行き美食を食ふ、（一、）（一、）
伯母の許にて饗應さる、（一、）（一、）
如何に食するも腹に滿たず、（一、）（一、）
饑餓の食逃をなす、（一、）（一、）
豆を食ふて齒を脫す、（一、）（一、）
酒肴を飽食す、（一、）（一、）
牛肉を食ふ、（一、）（一、）
饅飯を食ふ、（一、）（一、）
米飯を食ふ、（一、）（一、）
氷を食ふ、（一、）（一、）
餅、菓子等澤山に食ふ、（五、）（一、）

右の內、饑餓の喰逃は實驗の記憶再起なるべく、米飯を食ふの夢は、彼等日常の理想夢に入りしものならん。

第三、遊樂に關するもの、

初犯一九件、累犯一六件、合計三十六件、

漁獵して遊ぶ、（三、）（一、）
山に遊ぶ、（二、）（一、）
乘馬して遊ぶ、（二、）（一、）
活動寫眞見物、（四、）（三、）
游泳、（二、）（一、）
寒中海水浴、（一、）（一、）
ボート遊、（一、）（一、）

大阪千日前に遊ぶ、（一、）（一、）
野に遊ぶ、（一、）（一、）
祭禮を見る、（一、）（一、）
友人と遊ぶ、（二、）（二、）
遊廓に遊ぶ、（一、）（一、）
觀劇、（一、）（三、）
名所見物、（一、）（二、）

以上の內、活動寫眞見物は夢に入りてさへその數最も多し、彼等の遊樂事中主要なるものは實に此れなり、不良少年を善導するの方法は說法よりも敎育よりも、活動寫眞の改善にして、勉めて善良なる活動寫眞を見せしむるに在り、視力を損し腦を痛むといふと雖も善良なる活動寫眞は一面多大なる感化を與ふるや必せり、是れ毒を變じて藥となすの妙法ならん、數は少けれども遊廓に遊ぶの夢もあり、早熟なる彼等は既に多大の經驗を積みて女を解せり、獄裡の夢にも附纏へるは實に慘酷なる事實ならずんばあらず。

第四、恐怖に關するもの。（二、）（二、）

初犯七件、累犯二二件、合計二九件、

廠工の素品皆蛇と化す、（一、）（一、）
地震にて監獄崩壞す、（一、）（一、）
兄に殺されんとす、（一、）（一、）
馬車馬奔逸す、（一、）（一、）
山犬に追はる、（一、）（一、）
蛇に追はる、（一、）（五、）
墓中死人に逢ふ、（一、）（一、）
急流を越えて逃ぐ、（一、）（一、）
火事に逢ふ、（一、）（六、）
噴火口に陷る、（一、）（一、）
獅子に追はる、（一、）（一、）
自分死す、（一、）（一、）
大虎に追はる、（一、）（一、）
狼に咬まる、（一、）（一、）
熊に追はる、（一、）（一、）
高所より墜落す、（二、）（一、）

怪物に追はる、（一、）（二、）

第五、犯罪に關するもの、

初犯一四件、累犯十五件、合計二十九件、

竊盜橫領をなす、（二、）（一、）
再犯して入監す、（四、）（四、）
犯罪して毆打され終に追捕さる、（三、）（五、）
犯罪して巡査に叱らる、（一、）（一、）
金錢を拾得して買喰す、（二、）（一、）
犯罪して父に叱らる、（一、）（一、）
假出獄後再犯入監す、（一、）（一、）
被害者來り責む、（一、）（一、）
姉の金を持出す、（一、）（一、）
裁判所に呼出さる、（一、）（一、）

第六、釋放に關するもの。

初犯三件、累犯四件、合計七件、

御大典にて特赦に逢ふ、（一、）（一、）
放免されて歸路に迷ふ、（一、）（一、）
放免時敎誨師に送らる、（一、）（一、）
滿期となりて喜ぶ、（二、）（一、）
假出獄となる、（一、）（一、）

第七、放浪生活に關するもの、

初犯五件、累犯二件、合計七件、

放免されたるも家もなく親もなく困る、（一、）（一、）
露宿して巡査に叱らる、（一、）（一、）
東京に行く、（一、）（一、）
父に叱られ放浪す、（二、）（一、）
父に叱られ放浪するは前節家に歸りて親に叱らるといふに合せても可なり、但此處は放浪が主となれり。

第八、敎育に關するもの、

初犯二件、累犯四件、合計六件、

敎師に叱らる、（一、）（一、）
官本を借覽す、（一、）（一、）

文具を貰ふ、（一、一、）
教師に謝罪す、（一、一、）
試驗を受く、（一、一、）
學校行を嫌ひ叱らる、（一、一、）
第九、役業に關するもの、
初犯八件、累犯三件、合計一一件、
役業進まず看守に叱らる、（二、一、）
組紐工に轉せしに紐に細虫を生じたり、（一、一、）
掃除夫となる、（一、一、）
役業精勵を賞せらる、（一、一、）
役業をなす狀況、（五、一、）
第一〇、反則に關するもの、
初犯二件、累犯一二件、合計一四件、
反則して罪せらる、（一、三、）
看守に叱らる、（一、五、）
喧嘩をなす、（一、三、）
喧嘩をして吊上げらる、（一、一、）
第一一、逃走に關するもの、
初犯三件、累犯二件、合計五件、
監獄より逃走す、（三、一、）
護送中汽車中より逃走す、（一、一、）
在監人の心中恐らく逃走といふ事實を問題とせざるものは多くあらざるべし、唯其不可能なるにより諦らめ居るのみ、十八歲未滿の小き頭にも十人並に問題となる事此の如し。
第一二、身體に關するもの、
初犯二作、累犯二伴、合計四件、
自分の齒を脫す、（一、一、）
夜尿を失す、（一、一、）
病氣にかゝる、（一、一、）
徵兵檢查を受く、（一、一、）
第一三、職業に關するもの、
初犯五件、累犯八件、合計一三件、

子守をなす、（一、一、）
主人に叱らる、（一、一、）
主人に褒めらる、（一、一、）
菓子職をなす、（一、一、）
入監前の職業に從事せる狀況、（一、一、）
放免後正業に就ける狀況、（一、一、）
第一四、雜、
初犯三件、累犯四件、合計七件、
洗面器水管不通、（一、一、）
同囚より中傷せらる、（一、一、）
溺死者を救助す、（一、一、）
神靈の光明、音樂を見聞す、（一、一、）
擔當看守久振に出勤す、（一、一、）
友人の美服を羨む、（一、一、）
國王となる、（一、一、）

以上を通じて確に子供らしき點あるを認むると共に、犯罪者らしき點をも認め得るなり、然れども夢は夢なり、他愛もなきものもありて差當り材料にもならざる感あれども、其中を一貫せる彼等一種獨特の心的狀態を看取するに難からざるべきを信ず。

「犯罪は何故に前科者に多きか」といふ世論に就て

渡邊圓流

一

本誌第三十卷第七號の論說欄に於て坪井典獄は五年前の出獄者に就て詳細なる數字を以て巢鴨監獄の成績とも目すべき統計を示され、且つ再犯防遏に對する三箇の意見を提擧されたり、曰く初犯累犯の拘禁別と同時に初犯者に對し全力を集中して刑罰の適實を期すること其一、多額の賞與金を携

帶せしめざること其二、出獄後一ケ年は特に保護を加へ良民生活に馴致せしむること其三を數へたり、該統計に依れば累犯者の六割二分六厘は改悛正業に就けるものと見做されたり、果して然らば其殘餘の三割七分四厘は再犯者として刑罰の執行を再び繰り返したる部類にして正しく累犯防遏上の對象物なり、司獄の理想は常に此點に集注されざるべからざるは敢て論を俟たず。

兎角世間には犯罪は前科者に多きといふことを云々す、多くの刑事事件の裏面には常に前科者の肩書の潛みある事實に徴しても世論の懷く考は一應首肯せざるを得ず、然して犯罪事件は直ちに監獄の成績を世人は問題と爲す、されど微罪小科と雖も其由來する處は復雜多樣にして其解說容易ならざるものあり。

犯罪及犯罪人の眞相を知りて犯罪原因に及ぶ時は何故に犯罪に多くの累犯者存すかといふ疑問は略解答の可能なるものあり、換言せば何故に三割七分四厘の累犯者を出さなければならぬかといふ理由は自ら明瞭し來るを思考す、斯かる意味より再犯者の犯因を種々の方面より精査するといふことの此問題を解決する上に最も捷經なる事項なり、然るに司獄者によつて調査する、累犯の犯因は常に之を見聞するの機會あり、且つ予も又本誌第六號に於て大正五年再入犯因の概況を揭げて其一般的事實を知るを得たるも之等は寧ろ內面的の調査にして寧ろ社會の識著が外面的に犯罪が前科者に多きといふ疑問に自ら解答を與ふるが如き世論を得んことは予の頗る期待せしことなりき、計らずも雜誌「探偵」紙は其社懸賞論文に「犯罪は何故に前科者に多きか」といふ問題の下に廣く世論を蒐集せり、從來監獄の事柄たるや殆んど司獄者の專有物視されたるを假令社會の一少部分の人士に於て試みられたるにせよ犯罪が何故に前科者によつて繰り返されるかといふが如き社會人士には比較的興味少き問題が論議され、且つ之等の人士が累犯といふものに對して果して如何なる觀察を有するかを詮索することの興味を惹起し、司獄の實務家及び保護事業家に如何にも捨て難き參考資料たるを認めて其所謂世論なるもの、內容を一瞥せんことを欲し、直ちに其社編輯主任に向け全國寄書の原稿全部の借覽を求めたり、同記者の快諾を得て其原稿を一々査閱し、今大小の議論を取り纏めて之を綴り其一般を公表し聊か同實務家の參考に供せんことを欲す、此世論の結論として吾人は坪井典獄の再犯防遏論に言及するところあるべし。

二

今寄書の數を檢するに一百十五通を算したり、之等寄書中明記せるに就て之を府縣別に配せば左の如し。

一、東京市	一二
一、北海道	八
一、朝鮮	五
一、長崎縣	五
一、愛知縣	五
一、京都市	五
一、福島縣	五
一、秋田縣	五
一、大分縣	四
一、靜岡縣	四
一、大阪市	四
一、埼玉縣	四
一、岐阜縣	四
一、千葉縣	三
一、臺灣	三
一、岡山縣	三
一、神戶市	三
一、新潟縣	二
一、橫濱市	二
一、高崎市	二
一、茨城縣	二
一、青森縣	二
一、鳥取縣	二
一、石川縣	二
一、佐世保市	二
一、青島	二
一、福岡縣	二

一、大連　一
一、南滿州　一
一、吳市　一
一、奈良市　一
一、三重縣　一
一、熊本縣　一
一、栃木縣　一
一、富山縣　一
一、福井縣　一
一、岩手縣　一
一、山梨縣　一
一、山口縣　一
一、德島市　一
一、長野縣　一

以上の寄書家は如何なる位置職業の人によつて投せられたるものなるやを探究するに稍明瞭せる現居所、現任職名等によりて知り得たる種類は左の十五種なるも其他全く之を知ることを得ざるもの數十ありたるを遺憾とす。

(1) 警察官　五
(2) 司法官　一
(3) 司獄官　二
(4) 軍人　一
(5) 憲兵　一
(6) 教育家　一
(7) 鐵道吏員　一
(8) 郵便局員　一
(9) 實業家　二
(10) 文學者　三
(11) 會社員　二
(12) 造船技師　二
(13) 人事探偵員　一
(14) 商店員　三
(15) 官吏　二

三

今之等寄書中の趣意論旨ともいふべきものを綜合して犯罪が何故に前科者に多きかといふ理由の專門外の人士が觀たる點を分類列擧せば左の數種に區別することを得たり。

(一)監獄機關の不備に關する意見七、然して其理由とする諸點四、

(1)(2)(3)は更に左の如き意味の內容を有す

(イ)前科の屑實既に社會に疎まれ求職に苦しむ
(ロ)社會は前科者を可及的に除外す
(ハ)清淨の心を容れざる世の罪なり
(ニ)悔ひし眞の言行を容れざる社會の罪
(ホ)世人の信用無き爲め身の方針定らず
(ヘ)我國民の愛は徹底せず故に社會自ら罪を犯さしむ

(五)經濟的境遇に關する意見九

(1)貧困窮迫に由る四
(2)就職難に由る五

(1)(2)(3)は更に左の如き意味の內容を有す

(1)(イ)出獄と同時に衣食住に窮す
(ロ)就職難ば直ちに犯罪觀念を湧起せしむ
(2)(ハ)職業を失しては世路に迷倒す

(六)個性の缺陷に關する意見二三

(1)自暴自棄　一七、
(2)意思薄弱　二、
(3)異心純厚　四、

(1)(2)(3)は左の如き意味を有す

(イ)自暴自棄の結果過去の行爲が念頭に浮ぶ

(1)監獄行刑の不徹底と外界協力補助の不一致
(2)獄中の惡化は犯罪の方法を新たならしむ
(3)教誨往々其當を失することあり
(4)行刑の苦自ら馴れては樂生す

(二)警察制度に關する意見一

(1)保安警察制度の不備は保護事業と兩立せず

(三)救濟機關の不完全に對する意見六

(1)免囚者の感化を全ふせざるは保護事業の不徹底に由る
(2)社會の免囚者に對して殘忍なるに保護事業の不活動に由る
(3)保護事業の不完全は出獄者を自暴自棄に陷しむ
(4)再犯の大部分は保護方法を得ざるに由る
(5)社會の保護事業家は前科者を保護するに餘りに狹量なり
(6)保護事業の不完全は出獄者をして直ちに生活難に陷らしむ

(四)一般社會に關する意見四一、其理由とするところ三

(1)前科者を排斥す二九
(2)社會の不信用は直ちに生活難に關係す七
(3)社會の愛は薄情なり五

(ロ)一生頭が上られず自暴自棄となり惡心生ず
(ハ)人に忌まれ、恐れられ、疑はれて自暴自棄となる結果なり
(ニ)社會組織の不完全は偶々自暴自棄に陷らしむ
(ホ)一度懲戒を受けし身なりとて之を繰返すに意思の制裁乏し
(ヘ)入監中印したる一種の監獄病は意思を衰弱ならしむ
(ト)良心麻痺して嗤嘻の悔恨心無し
(チ)正義と倫理とを判別するの能力無し

(七)病的精神に關する意見二〇

(1)先天的　五、
(2)習慣的　一二、
(3)病的作用　三、

(1)(2)(3)の意味は更に左の種類を有す

(イ)先天的犯罪素質を有す
(ロ)犯罪は社會の副産物なり
(ハ)空想と境遇と相違する時習慣的犯罪生ず
(ニ)犯罪に經驗を有する時即習慣的のものとなる
(ホ)乞食も三日すれば忘れられぬの理
(ヘ)野獸的病的心的作用數々生ずるに由る
(ト)悔悟せらしといふ反抗心が犯意的病的心的作用を突發す

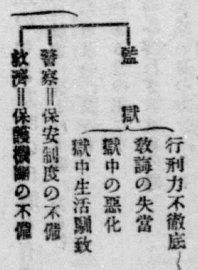
(八)宗教的情操の缺乏に關する意見四

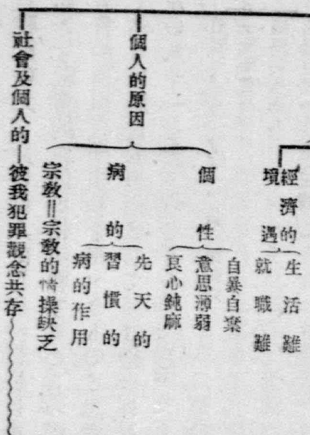
(1)慚愧羞恥の念無きに由る
(2)死を怖るゝの念無きに由る
(3)迷信にして感覺性鈍きに由る
(4)宗教心無き爲嗤嘻の悔恨心消磨せしに由る

(九)社會及個人に關する意見四

(1)社會が相手にせぬ、習慣は第二の天性と爲る
(2)俺は前科者であるといふ感念と社會の前科者排斥

以上の諸意見を閱讀して大體に於て之を分類する時は九種類を爲し、監獄、警察及救濟機關の三及び一般社會、經濟的個人の境遇を合して之を社會的原因と爲すべし、個性、病的及宗教の三は之を個人的原因に收むべし、外に彼我犯罪及觀念共存せるを社會及個人的原因と爲すを得べし、今之等を一見明瞭ならしむべく表示せば左の如し。





四

累犯的原因に就て世論子の觀察又多種多樣各其所見を異にすと雖も空見の文字尠きを喜ぶ、吾人の期待に聊か背きしは世論の監獄機關に關する意見の尠かりしにあり、議論として提出されたるは曰く行刑力の不徹底、敎誨の失當、同囚の惡感化、獄中生活の安閑等にして其數尠かりしと雖も然し行刑の現狀を看破し將さに其改善を進めざるべからざる要點を指摘せし點に對し司獄者又首肯するに吝ならざるべきを思惟す、然し最も議論の焦點となりしは社會的原因中一般社會及境遇的社會原因にあるを見るべし、此處に專門家の見る所と社會人士の所見を同ふする決して偶然ならざるを感ずるものあり。

此社會的原因を述ぶる前に予をして坪井典獄の再犯防遏に對する意見を瞥見せしめよ、坪井典獄の同理由に就て三個の意見を擧げられたのは既に前之を揭げたり、其第一理由が若し初犯と累犯とを相對的廣義の意味より云へは初犯に刑罰の適實を期すべく全力を此處に集中せざるべからず、されど累犯の防遏といふ狹義の意味より見れば累犯者の分類的行刑中其專注點を異にして全力を擧げて累犯を防遏するの特殊の施設なかるべからずと信す、其第二理由の出獄と賞與金の問題は吾人平素實驗上其然る所以を疾く之を認む、されど問題は

多くの賞與金を携帶せしむることの不可なるにあらずして出監後と雖も之が保管監督權を保有せは弊害を除くに便なりと認む、同第三理由として力說されたるもの即ち社會的犯因に在り、世論子が累犯者の主因を擧ぐるに一般的社會原因に何如に多く注目せしかは統計に之を擧げたり、即ち一般的社會原因に於て四一、經濟的境遇としての生活難就職難の九、更に個人的原因中自暴自棄の一七の如きも社會的原因と相關聯するところ深きを以て社會的原因に準するを得べきものと思考す、果して然らは社會的原因として擧げ得べきものにして左の八十一を算することを得べし。

監獄七、警察一、救濟機關六
一般社會四一、
經濟的境遇九、
自暴自棄一七（漠社會的）
八一、

之に社會及個人的原因の四を控除する時は箇性及病的精神缺陷の箇人的犯因を云々するもの僅に全體の三十に過ぎず、されば世論は累犯の生起する處社會的缺陷を認むるの點に於て實務家と意見を同ふするところあるべきを知る、即ち監獄と社會とは犯因の見解を共にすと云ふを得べきなり、若し坪井典獄の言を假つて吾人司獄家の立場を辯明せは「再犯者が多いといふ理由は單り監獄にのみ其責を負はすは聊か酷であるまいか、廣く社會の狀態に鑒みれば社會民衆も亦此責を負擔するものあるは明かである……云々又曰く僅々六割二分餘の改後者を出したとて之に滿足し敢て行刑の效果を誇る譯では決してないのみならず寧ろ其少數たるを悲しむのである故に我々は尙ほ行刑上進步改良の餘地を認めて之に向つて努力し一人でも多くの改悛者を出さんと期待するのであるか假りに此割合に依るも世人が罵評して憚らざるが如し監獄は丁度犯罪養成所である泥棒學校であると如何にも一度監獄に這入たものは悉く再犯に陷るもの、如き觀察は苛酷である我々を侮辱した言であると

言いたくなる」云々と痛論されて保護勵奬に監獄行刑の延長を認められたる點は平素吾人の所懷と同感なるのみならず偶々世論と相合致する處必ずしも近視的ならず、犯罪の內外を認めて之が外的原因に社會的缺陷の存することを知るに至れるは時代の進運として我行刑前途の爲に祝福せざるを得ず、吾人は之等世論を熟讀して左の所感を得たることを附記して筆を擱す。

社會及び犯罪を橫とし、犯罪人を縱とせる監獄行刑の進步發展を現代は要求するに至れることを。（完）

犯罪の原因及豫防（承第三十卷第五號）

日本犯罪學會會員　澤田順次郎

一は犯罪者に最も多く、犯罪者の大多數は、此の種のものである。彼れ等は運を天に任かせて、遣るので、殺人、傷害に關するものよりも、竊盜、詐欺、僞造の如き財產に關する犯罪が多い。

二は偶發性と稱するもので、一時の出來心に、店頭で反物や、片なとを漁着するものである。相應の身分のある婦人の、滿引はこれである。

三は犯罪が、習慣性になつたもので、二十犯三十犯を重ぬるものがある。密賣淫には八十犯に至つた例がある。

四は先天性のもので、精神に異常もなく、病的でもなくして、而かも强盜殺人を好むものである。佛蘭西に一千八百九十四年の三月から、同九十七年六月までに、十二人の男女を慘殺して、其の屍體を寸斷した、惡鬼の如き者があつた。探偵の結果、それが二十八歲になる屠牛者なることが知れて、捕はれ、審問の末死刑に處せられたが、彼れの殺人行爲は、常に十分なる意識の下に行はれ、處刑に臨んでも悔悟するところがなかつた。これこそ眞に先天の殺人鬼であると、人みな戰慄したといふ

ことが、クラフト・エビング氏のサイコパシア、セキジアリスに於いて發表された。

五は極貧者か、浮浪の徒に見るところであるが、少數である。彼れ等の目的は入獄にあるので、罪は至つて輕いが、實に厄介千萬なものである。

第四　犯罪者と教育

犯罪者と教育との關係に就いては、議論が多くあるが、此の問題を解決するには、先づ教育の主義を定めなくてはならぬ。何故といふに、教育には大體

一　家庭教育
二　學校教育
三　社會教育

の三つがあつて、教育の目的が何れも同じであつても、其の程度や、方法が異なるので、一樣に看做すことは出來ぬ。例へば學校教育はよく行つても、家庭教育が行き届かない場合は、學校教育の効力を沒却して、子弟を不良にすることあるが如き是れである。

之れと同じく、家庭教育がよく行はれても、學校教育が完全でない時には、これ又、家庭の教へを破壞して、不良ならしめた例は、決して少なくない。それで單に教育といふと、漠然として取り留めが無くなるから、犯罪と教育との關係を論するときには、此の三種を區別して、說かなくてはならぬ。

さて家庭教育は、家庭に於いて施す教養で、或る人は之れを專ら、幼童時代で、未だ學校に上らざる小兒の教育に限つたが、これは決してさう狹く限られるものでない。何故といふに、學校に上つても、家庭に居る中は、等しく家庭の感化を受くるからである。それのみならず社會に出でゝはくるからである。それのみならず社會に出でゝは（茲では外出の意味）、友人もあれば、種々の見物、聞き物等がある。それらも家庭と一所になるから、詰まり此の三種の教育を、別々に離して施すといふ理に行んことは、言ふまでもない。昔し人間の

生活が、極めて單純になつて、家庭から學校、學校から社會といふ樣に、順序よく行く樣になつたら、何うか知らぬが、今日の狀態では、家庭から學校へも通へば、世間へも出て、種々のことを見聞するので、善いことに惡いことにが、混淆して居る。

惡ふいふ狀態は、良いことであるか、將た惡いことであるか分らむが、兎も角も其の混淆しだ善惡を鑑別して、善になつみ、惡に遠ざかるといふことは、中々容易のことでない。

尤も學校を卒業して、一人前となつて了へば、事の善惡を別け、是非を分別する能力が出て來るから、家庭の良否は、餘り影響しないが、小學校から中學校の半はまでは、家庭教育から離す譯に行かぬ。それであるから、家庭教育は學校教育とも、社會教育とも關係して、教育の基礎となるに依り、三教育の中で、最も必要なるものなることは、何人にも異論がないのである。

そこで家庭教育と、犯罪との關係であるが、是れには次ぎの事情がある。即はち

一　家の貧富
二　父母若しくは養育者の有無
三　父母の職業
四　父母の品行
五　父母の其の子に對する待遇

等に依つて、子女に被らしむる影響を異にするのである。例へば貧家の子女は、品性が卑しくて、拗けて居るが、富者の子女は、驕慢で、放逸に流るゝ傾きあるが如きこれである。

次ぎに兩親の有無に就いては、犯罪者には、兩親の揃つてるものよりも、兩親の無い者、或ひは片親の缺けて居る者の方が、遙かに多い。巢鴨監獄の調査に依ると、五犯以上のもの一千人の中、兩親の揃つてある者は、百六十六人であるのに、片親の缺けて居る者は、二百六十四人で、兩親の共に無い者は、五百三人といふ多數である。尙之

れを詳細に表示すると、次ぎの如くである。

		五犯以上	十犯以上	二十犯以上	合計
兩親の有無					
兩親の揃へる者		一〇六	五八	二	一六六
片親の缺けた者	二十歳以下で父に別れた者	八七	六〇	三	一五〇
	二十歳以下で母に別れた者	七一	四二	一	一一四
兩親の共に無き者	二十歳以下で父に別れた者	一三〇	一二五	八	二六三
	二十歳以下で母に別れた者	一一五	一一八	七	二四〇

之れに依つて見ると、兩親の揃つて居る家からは、犯罪者が少なく、片親の缺けた家からは、之れよりも多く出で、兩親共に無い家からは、最も多く出る理となる。

其の中で、父と母との子弟に及ぼす感化に就いては、父の方は母よりも威力を有つて居るだけ、父に早く別れた者は、母に早く別れた者よりも、多く惡事に陷ることも、知られるであらう。

それから父母の職業と、犯罪とも關係があつて、大工、左官、理髮人などの樣な職人肌のもの、又は行商、其の他の商人等の子弟に、犯罪者の多く出ることは、注意すべきところである。

尙、父母の品行と、犯罪との關係は、最も重大で、之れを事實の上に現はすのは、私生子である。私生子は父母の不正なる性交の結果生まれたもので、彼れ等は體格及び精神ともに、嫡出子より不良なことは、醫家、刑事政策家等の認むるところで、其の等閑に附すべからざる理由は、私生子の犯罪が、年々增加する傾きある爲めである。又假令ひ私生子でなくとも、父が不品行で、妓に戲むるゝとか、妾を蓄ふとか、母は又、芝居に夢中になつて、家事を人任せにするといふ狀態では、其の子たるものは、獨り謹愼して居るものでない。紊亂した家庭は、犯罪者の養成所と謂つて宜からうと思ふ。

終はりに父母が、其の子女に對する待遇も、見落すべからざる關係がある。一家の子弟子女は、

みな同樣の恩と、愛とをもつて、敎へ導びかなければ、正直に育たぬことがある。例へば父母が乙の子を偏愛して、甲を疎外する樣な場合には、甲は橫に曲つて、良くならぬことが多い。之れは里子の所でよく分かる。

以上は家庭敎育と、犯罪との關係に就いて、要點のみを述べたのである。續いて第二の學校敎育及び第三の社會敎育とに就いても、說明する筈であるが、此のことは揔稿不良少年に對する刑事政策（本雜誌第二十七卷第十號）に於いて、詳述してあるから、茲には一切畧することゝした。讀者はそれを參考して貰いたい。

乙　犯罪の原因

總說

犯罪を防遏して、社會から一掃するには、先づ其の原因を究めなくてはならぬことは、初めに言つた如くで、犯罪を論ずる者は、必らず原因に指を染めて居る。それで犯罪の原因は、昔から多くの人に論ぜられ、今日も議論が絕えぬが、之れを大別すると、

一　個人的原因
二　社會的原因

の二說と爲すことが出來る。

個人的原因とは、人類學上から、人性と犯罪との關係を論ずるもので、犯罪は個人の性質に依つて起こるといふ說である。之れを言へ換へると、個人の性質が、犯罪を爲すのであるから、人は先天に、犯罪性を有すといふことになる。

社會的原因とは、之れに反して社會の事情が、人をして犯罪を爲さしむる樣に、餘儀なくせしむるといふ說で、言ひ換へれば個人の責任でなく、全くは社會の罪であるといふ、結論になるのである。

斯くの如く、兩說の主とするところの異なるのは、前者は各個に就いて、系統的の觀察を爲し、後者は團體に就いて、總合的の觀察を爲したから

であつて、共に不完全なるを免れぬ。何となれば犯罪の原因は、單に個人的でなく、又單に、社會的のみでないからである。之れを要するに、犯罪の此の兩方面から得た結果を、對象審査して、初めて其の眞理を、發見することを得るのである。

それで有名な獨逸の刑法學者、リスト氏の如きは、犯罪には一の個人的原因と、多くの社會的原因とが、混淆して生ずるものと論じ、其の個人的原因を內因、社會的原因を外因と稱して、之れを區別した。

此の說に依ると、犯罪の主原因は社會で、副原因は個人といふことになるけれども、如何に外因、即ち社會的事情が優勢で、犯罪行爲に適合しても、之れに抵抗する個人の性質が、強盛であるときは、其の人は、犯罪者となることはないであらう。例へば酒に酩酊して、亂暴したり、或ひは貧困に迫つて、竊盜を爲したりする等の場合に於いては、酒と貧困とは、重大なる動機と看做すべきであるけれども、すべての人が、みな酔つて亂暴する譯でない。又如何に貧困に迫つても、清廉の人は、飽くまでも清廉である。して見ると酒に酔つて、亂暴するものは、酒の爲めに、犯罪に對する抵抗力が減少したので、貧困の爲めに竊盜をするものは、意思が薄弱なる結果で、孰れも精神の不健全に原因するものなることは、疑ひの餘地がない。

以上を犯罪原因の總論として、之れから各論に移り、先づ遺傳から說き始むるであらう。

第一　遺　傳

一　遺傳の事實

遺傳とは、父母又は祖先の形質を、子孫に傳へて、之れを其の體形、體質又は精神の上に、現はすことの謂ひである。遺傳の事實は、何人も認むるところで、容貌の美しい父母からは、多く美しい子が生まれ、虛弱な父母からは、矢張虛弱なものゝ生まるゝことは、事實の上に疑ふべからざるところである。

斯樣に親の性質が、其の子孫に遺傳するのは、如何なる理由であるかといふと、遺傳の理は、一朝一夕に言ひ竭くすことは出來ぬけれども、一口に之れを約言すると、遺傳質と稱する物質があつて、これが親から、子孫に傳はつて行くものと知られた。遺傳質とは生殖細胞即ち男子では精子、女子では卵子の中に、含まれて居るところの、一種の物質で、生物學者は之れを染色體 Chromasome と名つけて居る。

それで遺傳は、遺傳質即ち染色體の、連續なりといふことは、諸學者の一致するところであるけれども、其の遺傳質が、如何に配合して、子孫に現はるるかに就いては、從來之れを知るものがなかつたが、一千八百六十六年に、メンデルといへる墺地利の學者が、之れを研究して、遺傳に關する一大發見を爲した以來、其の研究は生物界のみならず、人靈界にまで、應用せらるゝ樣になつた。

メンデル氏の說に依ると、遺傳質なるものは、丁度化學で謂ふところの元素の樣なもので、之れが種々なる狀態に於いて、或ひは離れ、或ひは合して、一種の新物質を構成するけれども、遺傳質其の物は、決して變化することはない。これと同樣に遺傳も、一定の特性を現はすには、之れを代表すべき、一定不變の遺傳物質があつて、初めて生ずるのである。

メンデル氏は、右の物質を名づけて、單位性質と言つた。此の單位性質なる遺傳物質は、離れたり合したり、或ひは散じたり、集まつたり、種々に變化はするけれども、其の本性は變化することなく、其の遺傳現象に於ける關係は、恰も化學作用に於ける元素と、同じ作用を爲すものである。

此の事實に依つて考へて見ると、人體に種々なる性質の、現はるゝのは、之れに相當した單位性質の、存する爲めなること明らかである。即ちこ

數多の單位性質が、相集まつて、吾人の身體を造り上ぐる樣なもので、其の關係は、恰も種々の木材を寄せ集めて、拵らへたところの、一家屋の如きものと謂ふべきである。

上述の單位性質なるものは、配合に依つて其の本質を變化することはないけれども、或る場合に於いては、同一の體内に最も適合せる單位性質が、一緒に集合する時は、此の性質の爲めに、他の物質は潛伏して、一時其の性質の現はれざることがある。例へば豌豆に就いて見ると、其の花の赤いものと、白いものとを配合すると、之れから生まるゝ子豌豆は、悉く赤色で、莖や、葉や、其の他の部分も、赤色豌豆と同種のものとなるが如きこれである。

箇樣に赤色と、白色と配合するのであるから、此の二色の中間の色を有する者が、生まれさうなものであるのに、さうでなくして、常に赤色のもの丶生ずる所以は、白色を造る單位性質は、赤色を造るべき單位性質と合した際に、隱れて現出せざる爲めである。斯く一方の單位性質は顯はれて出て、一方の單位性質は、隱れて顯はれないのは、其の性質に優劣がある爲めで、其の顯出する方を優性、顯れざる方を、劣性と稱することを得るのである。豌豆に就いて言ふと、赤色は優性で、白色は劣性である。

さういふ理由であるから、優性と劣性とを、配合する場合には、一旦劣性は隱れても、其の本性は變はることはないので、或る機會に逢つて、劣性が優性より離るゝときは、今まで隱れて居た劣性が、再び顯はれて、生ずることがある。

此の事實を證明する爲めに、前の赤色豌豆と、白色豌豆との、間に生じた赤豌豆（此の子豌豆は、赤色なれども、純粹の赤色ではなくして、實は赤色なる優性の蔭に、白色なる劣性が潛伏して居るのである）同赤を、更に配合せしむると、赤色と赤色とであるから、再び赤色なる豌豆が生じなくてならぬ理であるが、實際はさうでなく、赤色なるものと、白色なるものとの二種、揃つて生ずるのである。而かも其の顯はれ來たる赤色と、白色との數の割合は、極めて規則正しき關係を示して、數學的に之れを證明することが出來る。

二　遺傳の狀態及び種類

メンデル氏の遺傳法則は、現今學界の定論となつて、人間も亦、同一の法則の下に、支配さるゝことを知るに至つた。即ち或る特性、特質、若しくは疾病の類が、メンデル氏の法則に從つて、親から子に、子から孫にと傳はつて行くものであるが、併し其の遺傳質の、子孫に顯はるゝ狀態は一種でない。左に之れを例解するであらう。

精神病は子孫に遺傳するものであるが、其の狀態を見るに、啻だに其の父、若しくは母に存する、精神病のみでなく、精神病に類似せる、又は之れに近い疾病からも、來たるものである。例へば酒精中毒症、異常氣質癲癇病、ヒステリー症及び其の他の神經症、若しくは變質等で、それが遺傳素因となつて、其の子孫に遺傳する時は、純然たる精神病となるの類である。

又、如上の遺傳質は、單に其の父、若しくは母に存するのみならず、祖父母、伯叔父母、其の他の近親にもあつて、之れから來たることもある。

遺傳の狀態の種々な理由は、右の事實で了知することが出來るが、之れを概括すると、次ぎの如くである。

一　父又は母の遺傳質を、直接に其の子に遺傳するもの。
二　父又は母以外、即ち近親の遺傳質を、遺傳するもの。
三　父母又は其の他の、近親者に存する精神病、若しくは之れに類似せる疾病を、それと同一の狀態で遺傳するもの。
四　右の場合に於いて、父母又は其の他の近親の疾病を、それと異なれる他の狀態で、遺傳するもの。
五　遠く祖先の性質を遺傳するもの。

此れ等の遺傳狀態を、簡單に說明すると、次ぎの如くである

第一は直接遺傳と云ふもので、父若しくは母の

遺傳質を、其の子に傳ふるものである。例へば父の色盲、夜盲（俗に鳥眼と稱して、夜になると目の見えなくなる病）、又は血友病（亡血病ともいひ、少しく血管を傷つけても、血が流れ出て、容易に止まらぬ病氣）の類は、多く男性の子に傳へ、母の蒼黃病（血液中の赤血球が不足して起こる病氣で、西洋の婦人に多く、日本の婦人には少ない）、ヒステリー症は、多く女性の子に遺傳するが如き是れである。

第二は間接遺傳と名くるもので、近親の遺傳質を、遺傳するものである。其の直接遺傳と異なるのは、其の遺傳したものは、父母でなくして、他の近親なるにある。此の場合に於いては、父母の遺傳質は、潛伏して顯はれないので、異樣に感せらるゝことがある。例へば父母は健康で、無病であるのに、伯父母、若しくは叔父母の病氣が遺傳して、病弱の子が生まるゝことあるが如き是れである。

第三は同種遺傳と云ふもので、父母若しくは其の他の、近親の遺傳質を、同一の狀態で、遺傳するものである。例へば父母、若しくは近親の精神病、其の他之れに類似せる疾病が、其の子に遺傳して、同一の精神病者、又は之れに類似せる疾病患者となるが如き、此の類である。

第四は異種遺傳と稱するもので、父母又は近親の遺傳質が、其の子に遺傳する際に、其の性質を變ずるものである。けれども其の變化は、些少に止まつて、類似の性質を帶びて居るのは、其の特徵とするところである。例へば父若くは母の精神病が、其の子に至つて、神經病、又は病的異常氣質等となるが如き是れである。

第五は隔世遺傳と稱するもので、遠い祖先の性質を繰り返へして、顯はすものである。歐語では之れをアタビスムス Atavismus. といつて、犯罪と深い關係がある。何となれば人類の本能なるものは、隔世遺傳の結果で、原人の血を享けたものである。

なるからである。此のことは後ちに、詳しく述ぶるであらう。（未完）

前號「指紋原紙の取扱改正に就て」

誤正

六九頁	下段九行	監獄場置上は	處遇上
七〇頁	同五行	處遇と若くは刑の量定とは	處遇上量定上
七一頁	同十一行	識別は	識別
七三頁	上段十五行	各分監其は	共
七四頁	同三行	改めらるゝは	改めらる
七七頁	同八行	懲戒は	懲役
同頁	下段十七行	裏面上欄は	表面
七八頁	上段十七行	關人氏名は	四人氏名
七八頁	下段六行	未決拘留は	勾留
同頁	同十七行	敢て言を俟めずは	蓋しを

雜纂

○初秋談片

霜翰

□期初秋　に入る暑氣尚ほ去らずと雖も初秋たるを失はず、朝夕凉味顏に加はりて、叢裡の蟲聲金氣正に勁からんとす、夜燈漸く親むべく、讀書の好季節となりぬ。

□菜根譚　を播く、明の洪自誠の著はせるものにして、深く老莊儒佛に出入し、識見高く趣味深し、論語を學ひ、孟子を讀むの人は、其趣味に於て此書を捨つべからず、其金言玉語の三四を茲に摘錄せん。

（一）

惡を爲して人の知るを畏るゝは、惡中なほ善路あり、善を爲して人の知るを急にするは、善處即ちこれ惡根なり。

其性や善なり誤て惡事を爲すも尙良心の存するあり、善を爲して人の知るを急にするは僞善者なり、人に忠勤者なりと思はせむとする不了簡を藏す。人は蔭日向なく忠實に働かざれば成功せず。

（二）

文は拙を以て進み、道は拙を以て成る、一の拙の字、無限の意味あり。

才氣ある者は輕佻にして大成せず、拙なる者は、巧なる者に比すれば、苦心倍蓰す、苦心の極努力百倍遂に大成す、蓋誠意ある者にあらざれば苦心せず、誠意は百事大成の基礎を爲す。

（三）

世に處しては、一步を讓るを高となす、步を退くるは、即ち步を進むるの張本也、人を待つには、一分を完うするは是れ福、人を利するは、實は己を利するの根基也。

漫りに人を排し我獨り進まんとするは陋劣なり、讓步は其人格を高尙にす、一時退くが如くなるも、萬人聽て大に進むるに至る、一身の福利に付ても其理一なり、謙讓の德は圓滿なる幸福を享くる階梯なりと知るべし。

（四）

事を議するには、身事外に在りて、宜しく利害の情を悉すべし、事に任ずるには、身事中に居りて、當に利害の慮を忘るべし。

事業を決行せんと欲せば、其圈外に超然として深思熟慮を費さゞるべからず、一旦事を決行するに至らば、利害を顧ず全力をこれに傾注すべし、深思熟慮の上の勇往邁進は成功を保證す。

□高等文官　判檢事辯護士等例年の如く秋に入て東都の天地は全く試驗塲裡と化せり、頃日圖書館に臨むに各室悉く滿員の盛況なり、圖き枕に睡を殺して徹夜を爲すも可なり、書見の爲めに

不在を裝ふも亦不信ならざるべし、此圖書館に通學せる老措大、或は又谷中の寺に書見する秀才、孰も未來の大法律家なり行政官なり、官公吏の缺員多く、人才の拂底せる今日其登第榮達を望むは、現下の輿論なりと云ふべし、而して試驗は云ふ迄もなく實力の競爭なり、試驗を僥倖の如く思ふの徒は、受驗の實力を有せざるものにして陋劣なる賭博的根性を有する成金者流と一般なりと云ふべし。

□成金の語　初秋に入りて殷に行はれ殆と流行語となる。然れども其意義範圍未だ一定せず、別に一定するの必要もなかるべしと雖も、敬語にあらざることは爭なし、從て誹謗罪の基本となる塲合あるべし、某の說明に依れば

成金とは將棋の駒の步や桂や香が、敵陣に入つて金の効力を發揮する塲合を云ふので、素寒貧が一躍して富豪の列に加はるのをこれに擬したもの、樣に思はれるが、將棋の駒の夫れが如く努力を要せずして利益を得て居るのが、今時の所謂成金であり、又其點が尤も問題となるのである、更に其內容に付て詳言すると。

成金にも種々の種類がある、今迄自己の死藏して居た富が時機に際會して俄に其の價値を生じたものもあり、或は其の仲介を行つて所謂鞘取りを行ふて、空手空拳にて巨萬を利したのもある、其他數へ來れば千態萬狀ではあるが、何れにしても、其の富を攫むに至りし徑路を仔細に觀察すると悉く所謂時運の然らしむる所であつて、僥倖が生んだ富である、僥倖には努力が伴はない、則ち努力なき利益を僥倖に依て得たのが成金である、運命や僥倖は幾度も見舞ふものでない、然るに戰爭と云へる大變動は引續きたる此運命を意味する爲めに此運命の神の見舞を幾度も受けんが爲め投機的精神則ち賭博的根性を增盛にし、努力なき利益を得んと努めるのが所謂成金の心理狀態である、此說明が肯綮

を得て居るや否やは暫く措き、若し此賭博的心理が滔々として他に傳染し、薄志弱行の徒か之れを模倣し、悉く賭博根性の渦中に投するに至つては、誠に由々敷一大事であるから深く警戒を要することゝ思ふ。

□萬理一飲　酒は百藥の長なりと稱す、藥なりとせば病人以外に之れを飲用すべきものにあらす、とは純正の論理なるが如きも「酒が飲みたい」と思ふ者は既に病に罹りたるなりとの診察を受くるに於ては前の論理も容易に覆さるゝに至るなり。

茲に又萬理一飲を說くの人あり曰く、酒を飲むにも理窟はあるなり薩摩にては、暑き故に燒酎を飲み申すといふ、然らは冬は飲まぬにやと問へば、やはり冬も飲み申すと答ふ、冬も暑きかといへば否冬は寒しといふ、信州にては寒き故酒を飲むといふ、夏は飲まざるかと問へば、やはり夏も飲むと答ふ、夏も寒きにやといへば、否夏は暑しと答ふ、薩州にては暑きが燒酎を飲む理由となり、信州にては寒きが飲酒の理由となる、而して其反對の氣候の時には、全くムニヤ〳〵にて飲み居る譯なり、實を言へば暑も寒も嬉しいことも悲しいことも、腹の立つことも人間萬事何もかも皆飲酒の理由に供せらるゝにて、結局萬理一飲に歸す飲酒萬能、豈圖法なる論理ならずや、論理學の研究に資せざること勿論なりと雖も、又捨て難き節あるを以て曉酌の季節に際し茲に之れを錄す。

○看守の訓練

浪華生

戰ひの勝敗は兵士の訓練如何によりて分るゝこと多し、監獄に於ける遇囚の成績は看守の訓練に待つこと多きは實務家の常に唱導する所なり。世界の變亂に伴ふ時局の影響は看守の去就に一大關係を及ほし、吾か大阪の如きは商工業中心の土地丈けに一層の打撃を受け絕へす三十名內外の缺員ありて之れか補充に困難せり、偶ま志願者ありと雖も人物素養共に劣等のもの多く加之異動頻々としてヒます一箇年間定員に對する四割の退職者を見るか如き有樣なり、隨つて之れか訓練の周到を期するは至難の事と謂ふへし、然れとも老練なる典獄は夙に看る所あり其の細心の注意と適切なる時々の訓授とに依り看守の訓練に力を竭されつつあるは吾等の感謝する所なり。

本年度施行の看守考査試驗の答案を閱讀して平生訓練の跡を尋ぬるに各種の試問孰れも人の肺腑に當り其の答案の成績亦一般に良好なり就中會心の文字として推奬に値するもの二三に止らす、左に實例を掲けて同人諸君の參考に資せんと欲す。

在監者個々に對する作業督勵の方法及ひ其の効果に付自己の經驗を述ふへし

○在監者個々に對する作業督勵の方法は其の業に付き製作方法の出來安き方法を示し、其の業に付ての科程を示し、時には社會に於ける同業の狀態を說明して作業に勉勵せざるを得ざるの思ひを抱かしむるを必要とし、擔當看守亦作業に熱誠あるを必要とす、之れに付て或囚徒申したる事あり、役人夫れ程熱誠あらば勉勵せざるを得すと申したるを聞きたる事あり、又各工場の作業或績順番を示すも多少効果あるあり、或囚徒申すに最何程位づゝ製品出したら一等の成績になりますかと申し出て之れを聞かして貰へば勉勵甲斐がありますと申したり云々

○在監受刑者にして相當習熟期間を經過し其の科程を了する能はざる者に對して若し怠役と認むる時は申告の手續を爲し訓戒或は懲罰の處分を仰き以て其の惰心を矯正し作業の督勵を爲さゞるべからずと雖も、絕對的此の手段を取るは必すしも策の得たるものにあらず、何となれば一度懲罰處分を受けしむる時は在監者の多くは自暴自棄に陷るもの比々皆然らざるはなし故に處は最後の手段

にして萬止むを得ざる場合なり、然らば如何にして是を督勵せば進歩發達を期すべきや當路者其の人の思慮分別區々にして一定の督勵方法に出でざるは勿論なり卑職最近に經驗したる顚末梗概を左に述ふべし。

自己の受持受刑者某刑期十二年囚あり入監當時彼れに對し長刑期なる事を示し且つ作業を勉勵し相當期間を經過したるときは必す科程を了せざるべからず殊に勞働は人生の天職と考へ勤勉作業に努め以て缺點なく刑期の終了を待たざるべからず幸に汝は洋裁縫に經驗ある趣なれば定めし運針上手なるべしと勵ましたるに彼れは勉強すべき旨を誓ひたり、然るに入監以來夜業の如きも鼻緒先縫四五十足を製作するのみにて科程を了せざるを以て既に處罰の申請を爲さんと思ふこと數回なりしも其の都度訓戒以て反省を促がし現に數日前に於て同囚に對し科程不了の不心得を說諭し且つ汝は普通の人に比し裁縫運針の方法等頗る上手なるべきに未だ其の科程を了する能はざるは畢竟作業賞與金にならざるを思ひ唯辨疏的の業を爲すものゝ如し果して然らば囚人として守るべき本分を盡さざるものにして若し尙ほ科程を了せざれば處罰の外に出つるの手段なきなり然る時は汝の不幸是より大なるは無し到底十二年の刑期を滿足に終了する能はさるに至るへし深思熟考自己の利害得喪を辨へ作業に努むへしと諄々として訓戒を施したれば其の訓戒の效果なるや二三日前より四五十足の製品は進んで七八十足となり遂に科程を了するに至りたり。

○作業督勵は一般に對して爲すの效果は甚小にして在監者個々に爲して始めて其の效果を全くす、即ち在監者の性格を見て個々其の方法を異にす、假令は在監者病氣等の場合は彼等に對し病氣中は止を得ざれは病後は勉勵する樣病氣に對し同情ある語を使用するは良し、又時々平均工錢を示し成績の順位を示すも效果あり、尙新入轉工等により

初めて其の工場に入り來りたる時に十分訓諭するを可とす他工場に於て怠役なりしものも之れを動機として勉勵するものなり自己の經驗中左に一二を記す。

某工場に於て某なる新入囚あり同僚に聞けは中々の强情ものにて使役困難なりと即ち翌日彼れを擔當席に呼ひ其方の前刑の事は克く承知し居れり前刑時の如き心得にては長刑期を全くすることを得す然れと前刑時に惡しかりしとて向後の心得次第にて、本刑期中其方の不幸となるにあらされは安心して謹愼作業に勉勵すへき樣訓戒せしに彼れは前刑はお聞及ひの通りなれ共本刑期は謹愼勉勵すと約せり、而して一年間程彼れを使役したるに一回の懲罰事項なく亦作業は機織にして科程九分を降りし事なかりき。

某なるもの甲工場に於て暴行し重屛禁に處せられ後乙工場に轉工す彼れ乙工場に在るは不平にして他に轉せんとして惰役し每日科程四分位より爲さす依て色々督勵するも效果なし依て三日目に申告す即ち減食に處せらる解罰後亦惰役し懲罰を重ぬること二三回遂に彼れは他に轉すること不可能なるを悟り其の後科程を了する樣になりたり。

○在監者に對する作業督勵に付工場に於ける食事の座席を別つことあり、又は不勉勵なるものに對し休業時に於て工場の內部又は外部の掃除當番を命することあり、又每休業時に於て約二十分間位不勉勵なるものを事務臺の前に集合し訓戒を爲すこと最も效果あり云々。

○作業を命せられ日々其の科程を爲すに悶々とし少しの樂しみなき時は彼等をして作業を忌むに至らしむへし、故に作業督勵を爲すに先ち作業に趣味を抱かしめ不知不識の間作業に同化せしむるを最上の手段とす、作業の種類によりては最初の一週間計り素品の劣等なるものを與へ次の一週間に於て其の良品を與ふれは彼等は初めの困難に引き換へ後の容易きに興味を覺え自然技能の進歩する

ものなり云々。

受刑者が看守に對し抗命抵抗又は無禮の行爲ありたるときの處置如何各場合を區別して說明すへし

○受刑者抗命なす場合は其の命する事の誤解より來ること多し、彼等は念頭常に服從の意を持し居れるに拘らず抗命なすは誤解か然らされは何物か目的を有する爲めになすものと謂ふを得へし故に此の場合看守たるものは注意して其の判斷を誤らさらんことを要す、例へは誤解の爲より起りしとせは善く彼れか得心なす迄細密說明せは可ならん亦或目的の意になす行爲と看破するときは即時之れか實行を迫るに於ては反て不良の結果を來す慮れあるを以て暫く時期を見計ひ一時の猶豫を與へ置き後命令の實行を爲さしむる方法を取るを必要とす。

又抵抗の場合は凡そ彼自身に其の當初の意思既に期する所あるものなれば場合に應じ臨機の處置を取らさる可からさるは勿論なれとも多くの場合其の言語及態度に於て充分認識し得へき事柄故其の動靜に注意を怠らす彼れか期を見て胸中の炎を擧けんとするに機會を與へさる樣常に機先を制し彼れの抗せんとするを果さしめす未發に防止なすを肝要とす、然し彼若し不法に抗するか如き場合は正當防衞の方法を取らさる可からす場合に依りては法の認むる武器の使用をも爲さゝるへからす。」

無禮の行爲に付ては受刑者なる者の大略人格より觀察せさるへからす中には低能の者あり亦敎育の程度に依りては禮儀作法の如何なるものなりやを熟知せさるものも無きにあらされは此等の者には能く說明なし了解せしむるを要す若し故意に無禮を働きたる者とせは嚴に之か戒めをなさゝる可らす事宜によりては相當の處分を要するものとす。

○受刑者が看守に對し抗命抵抗無禮の行爲ありたる場合は先つ受刑者の抗命に對しては本人の意思を糺し妨けなき程度に於て徐ろに說得なし一旦發したる命令は其の效力を失せさる樣之に服從せしむ若し正當の命令に對し徐ろに說得するも毫も之れを用いさる場合は其の事由を上官に申告す

抵抗に對しては已むを得さる場合は刑者に對し傷害とならさる程度に於て之れを制止す苟くも看守は暴行を以て彼を制止せは反て反感を招くの慮あれは靜肅に取扱をなす又公力を以て取靜むることあり其の詳細は直に上官に申告す。

無禮に對しては看守は暴言を以て叱責せは反て反抗なし遂に暴行を生せしむる場合多々あれは彼の眞意を確め徐ろに說得す。

○受刑者が看守の命に從はさる時の處置としては例は入浴に際して出浴、再浴其他の號令に違背して自己の意思に基く反則行爲をなしたる時は場合に依り狀情に依りて脫衣の儘停立せしむる事もあるへし或は上官に申告して適法の處置を取り決して看守自ら腕力を以て之れを屈從せしむるか如き事宜しからす。

又他囚徒と密談して止めす看守の命令に服從せす却て抗辯し密談を否認する者あり中には成るへく靜かにしますと申立つる無禮者さへあり此場合等に於ても看守は言巧みに彼等を服從せしむる事に務め尙ほ肯せさる者に對しては其の始末を上官に報告するを可とす、然れとも看守が自重するも程度問題なれば事宜に依りては强固の處置を取るを可とす例は「汝等暴言を吐きて官吏の命に從はぬは無禮千萬なり我等看守は典獄の命令に依り指揮するものなれは看守の命令は即ち典獄の命令と思へ」と大きく行くも取締りの一法なるへし。

若夫れ暴行を爲し危險を加へんとし又は逃走せんとするか如き大事故に對しては劒又は銃を使用して可なり。

○供述の價値（承第二十九卷第四號）

實驗第六　嘗て經驗せるものを再認する場合

證人に對する尋問に於て、嘗て經驗せる事物の眞僞を確認せしむる必要あること頗る多し、例へば證人が某日某處に於て見たる人、物品等が果して尋問者の得たる人又は物品に相違なきや否やを確認せしむる場合の如し。今其の一例として畫端書を以てこれを實驗せり。

被驗者、東京帝國大學法科大學第四回生十四名

問　畫端書を二枚撰びて、これを被驗者に充分に記憶し置くべきやう傳へて見せ四十六日の後他の八枚の畫端書と混じて、其の中より前に見たる畫端書を撰み出さしめた。

實驗の時、十二月九日に見せ置き、翌年一月二十四日の午後、二時間の授業を終りたる後。

此の結果は次の如くであつた。

二枚共正しく再認せるもの　九名

二枚の中一を正しく再認せるもの　三名

二枚共正しく再認せるも他の一枚を加へたるもの　一名

全く誤れるもの　一名

而して被驗者は何れも答へたるが故に、供述の惹起度は一、〇〇なり、然るに正確なる供述をなせるものは、十四名中九名であるから其の明示度は〇、六四となる、次に供述の正確度は總答數即ち正答者九名の二つ宛の答の十八と、一枚を正答した三名の二つ宛の答の六と、一枚を餘分に答へたる一名の答の三と、全く誤れる一名の答の二との總和三十、總正答數即ち九名の正答者の二つ宛十八、一枚を正答せるもの三名と、一枚餘分に答へたるもの一名の答二つとの總和二十三を除したもので〇、七六である。

此の實驗は前述の實驗と異り嘗て經驗せるものを新に經驗するもの、中に混じて再認せしむるものであるが、約一月半の經過に因て供述の明示度は百中六十四の價値となり、正確度は百中七十六となつた、而して實驗に用ゐた畫端書は、二枚共記憶し易き特徴あるものであつて、他のこれと混じた

る八枚とは、明に區別し得らるゝものであつた。されば若し多くの類似點を有するが如き畫端書の中に混じたならば、より以上に供述の價値を失つたことである。

且又此の實驗に於てなしたるが如くに、嘗て經驗したるものを、新に經驗するもの、中に混じ置かずして、只二枚の畫端書を見せて、再認せしむる場合には、其時の問ひ方に依つて、著しき相違を生ずるであらう。例へば『此の二枚を見たることありや』と問ふ時と、『此の二枚は前に見たるものなりや』と問ふ時とは問に於ては大なる相違なきやうなれども、後の問は供述者の心理を制限すること前の問よりも多く、從つて實驗第五に於て述べたるが如く、供述の價値の程度を減ずること殆んど疑ふまでもない。

實驗第七　興味を以て聽きたる經驗の場合

以上述べたる實驗第一乃至第六は、何れも視覺に依る經驗の場合である、勿論供述の價値は、視覺に依る經驗が最も主要なるものであるが、これに次いで聽覺に依る經驗も亦頗る注意すべきものである。殊に聽覺的範疇の人であると、其の日常經驗の大部分は、視覺に依つて得たるものよりも、聽覺に依つて得たるものが多く、のみならず視的經驗までも、聽的經驗の形式に於て記憶し、釋解するから、此の場合には視的經驗よりも却つて聽的經驗に重を置かねばならない。而して又深き注意を惹いて經驗しなかつた經驗事實は、普通には視覺に依つたものも、聽覺に依つたものも、之れが記憶として殘留する上には、特に著しい相違は見られない、けれども注意して經驗せる場合は、一般に聽覺に依つて經驗する音聲は、視覺に依つて經驗する色や形に比して、經過的であつて瞬間的であるから、先分に注意し反覆して深き印象を留めることが少い、此點が俗に「聽いたことは信用されない、見たことでなければ」といはるゝ主

な原因である。

被驗者　東京帝國大學法科大學第四回生三十名

問　牧野敎授の講義の時に、授業の初めに講義された事實に就いて問ふことあるべしと豫告し置き、學生が最も興味を感じて聽いて居つたと思はる左の三例即ち

一、「精神低格者は、時々思ひも寄らぬことをするもので、嘗て巢鴨であつたことであるが、村の人が意氣地なしと嘲笑したのに憤激し、自分の勇あることを示し其の恥を雪がん爲めに、自分の妻を出刀庖丁で殺害した」

二、「嘗てネーブルス附近で、殺人狂の爲めに人殺を三度行つたものがあつたが、精神能力鑑定の結果、低格なるものとされ、其の罪が酌量減輕されたことがあつた」

三、「色情狂で婦人を殺して快感を感ずるルストモルドの如きものは、恰も空腹の時に饅頭屋の前を通つて夢中で飛び込むやうに（學生大に笑ふ）只刺激さへあれば、何の顧慮もなく行ふのである」

右に就きて左の三問を得た

(1)『村の人が、意氣地なしと笑つたからとて、其の妻を殺した兒行は何處で行はれ、又其の時に用ゐた兒器は、刀であつたか鎌であつたか』

(2)『殺人狂で人を三度殺した男の話があつたが、それは何處であつたことで、其の科刑は無罪であつたか又は如何にされたか』

(3)『婦人を殺して快感を感ずる色情狂に就いて、一つの例を擧げられ、諸君は大に笑つたが、之れはどんな例であつたか』

實驗の時　冬期、午後これ等の實例を述べられた講義の終りたる後直に筆答を以て答へしむ。

右の問に對する被驗者より得たる供述の結果は次の如くであつた、問(1)の答は

兒行地の答			
正しきもの	十一名	三六、六%	
誤れるもの	九名	三〇、〇%	
兒器の答			
正しきもの	十四名	四六、六%	
誤れるもの	七名	二三、三%	

兒行地の答の誤りたる中には、大學より見て巢鴨と略同じ方面にある千住と答へたるものと千駄木と答へたるものが各一名あつた。これは牧野敎授が巢鴨といはるゝ時に、其の方角を指しつゝ話されたから、其の方向から、推して答へたものと考へられる、尙兒行地を家の中とせるもの五名と、戸外とせるもの二名あつた。

兒器の間には眞實のものを擧げず。刀と鎌とを擧げて其の暗示に司配さるゝ程度を試驗せんと試みたのに、誤つたもの七名の中

刀と答へたもの	五名	一六、六%
鎌と答へたもの	一名	三、三%

尙此の外に單に刀物と答へたものが一名あつた。

此の結果より觀察するに、場所に關する記憶は、往々其の附近の場所と思ひ違ふことあると共に、其の方向の指されたといふが如き暗示が基礎となつて、推察を以て不明な記憶が補充されることのあるを察しなければならない、次に全く暗示的問を以て答へしめたものには誤つたもの、殆んど全部が暗示に影響され、これを答の全部より見るに其の約三分の一は、暗示に誤られたものといふてよい。今此の供述の明示度、惹起度、正確度を計算するに

	明示度	惹起度	正確度
兒行地の答	〇、三六	〇、九〇	〇、四〇
兒器の答	〇、四六	〇、七三	〇、六三

而して兒行地の答と兒器の答とを比較するに、其の惹起度は兒行地に對するもの、著しく多きに拘らず、明示度並に正確度に於て、兒器に對する供述の勝つて居るのは、此の話に於て兒行地よりも兒器に注意することが深かつた爲めと思はれる、

次に問(2)の答は

兇行地の答	正しきもの	八名　二六、六%
	誤れるもの	三名　一〇、〇%
刑の量定の答	正しきもの	十五名　五〇、〇%
	誤れるもの	六名　二〇、〇%

此の外に兇行地を單に伊太利とせるものが十二名あつた、其の誤れるもの三名の中二名は獨逸となし、一名は佛蘭西と答へた、刑の量定に於ても、單に有罪とせるものが六名あつた、其の誤れるもの六名の中四名は無罪となし、二名は調査中と答へた。

兇行地を伊太利としたのは、ネーブルスに對する聯想から來たことはいふまでもない、即ち牧野敎授の話の中に伊太利なる語は用ゐられなかつたのである。而して其の誤れるものは、何れも自分の推察を以て、忘れたる記憶を補つたものと思はれる。次に刑の量定に於て無罪とせるは、問に於て無罪なる語があつたから、それに暗示された結果であつて、推察から來たのでは恐らくあるまい。今此の供述の明示度、惹起度、正確度を計算するに

	明示度	惹起度	正確度
兇行地の答	〇、二六	〇、七六	〇、三四
刑の量定の答	〇、五〇	〇、九〇	〇、五五

面して兇行地の答と、刑の量定の答とを比較するに、總べてに渉つて後者が勝つて居る、これは刑法を研究しつゝある學生の回答としては、寧ろ當然であつて怪しむに足らない、但し其の割合に正確度の價値の少かつたのは、暗示的の問が呈出された爲めである。

最後に問(3)は(1)及び(2)よりも學生が面白く聽きたる例であるが、これに對する答は

正しきもの		五名　一六、六%
ルストモルドを說明せるもの		十二名　四〇、〇%
誤れるもの		四名　一三、三%

答へざるもの		四名　一三、三%
不明とせるもの		三名　一〇、〇%
失念せりとせるもの		二名　六、六%

即ち正確なる答をなしたものは、幾分か誤解を招き易いものであつたかも知れない、けれども人が外觀上頗る興味を持ちたるやうに思はれ、のみならず自己も眞に面白く感じたる經驗事實も、正確なる記憶として留まり、明瞭なる再生を充分に期待し得るものでないことは、此の實驗の結果から推察して敢て牽强附會なことでない。されば或事實に對して單に興味を有し面白く感じたといふのみの理由の下に、正確な供述を强ひんとすることは、往々失敗に歸することがある。尙これを極端なる例を以ていへば、吾人の最も强く感情を動かしたるものは、殆んど何等の記憶を殘さぬことが少くない、かの殺人の有樣を目擊し、火災に遭遇し、若しくは著しき危難の境に入れる時の如きは、特別な場合以外自己が如何なる行爲をなせりや、又他人が何事をなせりや何人か其の處に居りしや等の大要をすら、記憶に留めないことが多い。殊に感情性の人、又は婦人、兒童の如きものは一時の强き感情に入ること多く、外觀的に定めて記憶に殘りたらんと思はるゝが如きことが、忘却され居ることが多い、況んや些細の事實に渉つてはいふまでもない。但し一般には注意を惹きたることがよく印象を留め、再生し易けれども、一時的の感情昂奮は、却つてこれが障碍となる場合が少くない。次に此の實驗の結果を概括して觀察するに、其の再生の惹起度は相當に價値あれども、其の明示度並に正確度の價値は、大凡半數である。これを實驗第五の結果と比較するに、其の再生の惹起度は略同樣なるも、其の明示度並に正確度に於ては著しく價値を增加して居る。今實驗第七の(1)及(2)の結果の平均と、實驗第五の第一回に於ける結果の平均とを比較すれば左の如くである。

	明示度	惹起度	正確度
實驗第五第一回の六答の平均價値	〇、七〇	〇、八二	〇、七六
實驗第七の四答の平均價値	〇、三九	〇、八二	〇、四八

勿論此の平均價値は、正確に比較し得るものでないけれども、双方共約半數は暗示的の問を有して居る點は、相類して居る。かく此の比較を見るに惹起度に於ては偶然にも全く價値を同じうして居るが、明示度と正確度とに於ては、聽覺に依れる實驗第七の供述は、著しく價値を減じて居る。且又此の聽覺に依れる實驗第七は、經驗後直に實驗したるに視覺に依る實驗第五は、經驗後一週間後に經驗した點に注意しなければならぬ、即ち前者は後者よりも新しき經驗事實なるに拘らず、それに對する供述の價値は著しく減じて居るのである。今此の實驗の結果のみを以て判斷するは稍早計なるも、視覺に依る經驗は、聽覺に依る經驗よりも、供述せしむる上に於て、價値多き結果を得らるゝものと見られる。然れども此の事實は前述した「聽いたことは信用されない、見たことでなければ」と俗にいはるゝ點と偶然にも符合して居る。

四

以上述べた實驗は極めて部分的概略的のものであり、被驗者も相當に教育あるものゝ場合であつて、且後に問ふところあるべしとの豫告を以て實驗したのであるから、これを以て一般の供述の價値を論することは勿論出來ない、のみならず其の價値が、幾何であるといふやうに、明確の程度を決定することも不可能である、けれども其の一面はこれに依つて多少推察することが出來る、今此の實驗の結果から得られた事實を約言すれば大凡次の如くである。

一、經驗事實は時日の經過と共に、正確なる供述として現はれ難くなる（實驗第四、第五並に第六）

二、推察の加へられたる經驗事實の供述は、價値が少ない。（實驗第三並に第七）。

三、理解說明を要する供述は、供述者に依つて其の內容を異にすることが多い。（實驗第一）。

四、反覆せる經驗事實なりとも、其の供述は正確とはいへない。（實驗第二）。

五、自由供述は、設問供述に勝る。（實驗第五）。

六、暗示的專問は、供述に影響すること多く從つて其の價値を失ふに至ることも少くない。（實驗第二、並に第七）。

七、興味を感じたる經驗事實が、必ずしも供述に於て正確を期せられるとはいへない。（實驗第七）。

八、或一定の事實に注意したる場合には、其の周圍の事實に對して、正確なる供述をなし得ることが少い。（實驗第四並に第七）。

九、聽覺に依る經驗事實は、視覺に依る經驗事實よりも、供述に於て價値が少い。（實驗第五並に第七）。

尤も前にも述べたやうに、人の範類に依つて記憶の材料並に形式が異り、のみならず口答を以てする時と、筆答を以てする時とにて供述を異にし、或は供述者の理解力に因りて問に對する答を異にし、或は供述者の趣味に因り、或は其の人の性質若しくは供述する時の心身の狀態に因り、或は尋問者の感情狀態、態度、問ひ方に因り或は問と供述者との利害關係、新疎關係等に因り、或は又年齡、男女等に因りても供述の上に相違を生ずるものであるから、或一個人に關して論ずる場合に、是等の條件を辨別して然る後に其の價値如何を定めなければならない。

終に、以上の實驗をなすに當りて牧野教授の與へられたる懇篤なる助力を、厚く感謝しなければならない。

參考書

1. Claparède, Psychologie judiciaire L' année psychologique tome. 12

2. Ebbinghaus, Über das Gedächtnis, 1835
3. Ebbinghaus, Adriss der Psychologie 1908,
4. Freud, Psychoanalyse, 1912.
5. Gnelin, Zur Psychologie der Aussage, 1909
6. Gross (Alfred). Kriminalpsychologische Tatbestandsforschung, 1907.
7. Gross(Hans), Kriminalpsychologie. 2.Aufl. 1905.
8. Gross(Hans), Handbuchfür Untersuchungsrichter, 6. Aafl., 1914.
9. Kornfeld(Hermann), Psychiatrische Gutachten und richterliche Beurteilung, 1907.
10. Lipmann, Grundriss der Psychologie für Juristen, 1908.
11. Lipmann, Psychologie der Aussage, Sammelreferat, Philos. Wochenschrift u, Lit. Ztg.,Bd. 11.
12. Marte Grundriss der forensischen Psychologie, 1913.
12. Marcus, Dis Lüge vor Gericht, 1901.
14. Münsterberg, Psychology and crime, 1908.
15. Riechel (Hans), Uber forensischen Psychologie, 1910.
16. Stern, Beiträge zur Psychologie der Aussage, Heft 1, 1903—4, Heft II. 1905,
17. Stöer, Psychologie der Aussage, 1911.
18. Sturm, Vorlesungen über gerichtl. Psdechologie 1911.
19. Wundt, Physiologische Psychologie, 6, Aufl., 1911.

一、野上文學士『叙述と迷信』
二、皆川法學士『證言心理學』(法學協會雜誌第三十一卷第十號)
三、皆川法學士『司法心理の研究』(法曹記事第二十三卷第四、五號)
四、拙稿『心理上より見たる虚欺の告白及犯罪發覺法』(警察協會雜誌明治四十四年七、八、九月號)
五、拙稿『無意識虚欺の心理を論ず』(法學志林第十三卷第七號)

(法學志林第百八十八より第百九十號)

(完)(心理研究)

○食料ノ獨立

我國は明治の初まで、略二千五百有餘年の間、食料に獨立して居つた。偶凶年に際しては、隨分悲慘な目に遇つたが、其代りには食物の研究が案外出來て居り、粗食に堪ゆる習慣も出來た。由來我國は瑞穗の國と唱へ、食を足すを政治の首としたものである。神事と農事と離れぬ樣になつて居つたり、陛下の御即位式と農業の儀式とが結び付いて居るが如きは、世界に國多しと雖ども、獨り我國のみの習慣風俗である。

閒說、佛蘭西の大革命は食物の缺乏が動機となつて之を馴致したといふではないか。當時、僅に一斤のパンを買はんと欲して、パン屋の前に長蛇の列が出來た。而も政府は之を救はなかつた。因つて到頭三四萬の婦人が奮起して暴動をやり、遠くヴェルサイユ王宮へと押しかけた、夫れが革命の發端である。今回の露國革命も酷だ佛蘭西の當年に似て居るではないか。又た米國は黃金の海嘯が起つて居ると云はるゝ程、戰時に利得をした國である。而も紐育あたりでは食物不足のため、小暴動が繰り返されて居るではないが。

古往今來、東西の別なく、民は食を以て天となし食を以て神となして居る。故に國にして食足らず食の分配宜しきを得ざるに於ては、外患なきも內憂のために其國危しとなる。故に國家が外、獨立の體面を維持し、內、國民の安寧幸福を得んと欲せば必ず先づ食料の獨立をはからねばならぬは、所謂自明の理である。

我國は建國の當時より此理を辨へ、此事に上下努めたものである。之れ我國の強かりし所以である。而して時勢は益我國力の强盛なることを要するが、さて食料の獨立は遺憾なきか、否や。不幸にして、今日は我國も亦、食料品獨立の必要を叫び之に對應する策を樹立し、之に邁進せねばならぬことになつて來たのである。

平時に於ては、文明の慶澤によつて、交換と分配とが漸次幅廣く行はれ、有無疏通が次第に遺憾なく行はれた爲め、何れの國も左程食物には苦しまなかつた。爲めに食料の生產に努むるよりも、金儲けのことに勤め、生きる生かするいふことよりも、面白く生きる、生かすといふことに人の力が消費さるゝことになつた。換言すれば、其本を忘れて末に囚はるゝ樣になつた。其處へ時局が到來した、時局は人をして本に反らしめたのである。

今日は文明國の中で、食料の獨立を得る國は北米合衆國と露西亞丈けであると謂はれて居る。千九百十二年（即時局前）の統計によれば食糧品の輸出入を差引すれば、輸入超過は

英　二十二億圓　獨　十五億圓　佛　三億
八千萬圓　墺　四千萬圓　伊　二千三百萬圓

となつて居る。故に時局となり、輸入の途が杜絕し、或は杜絕せんとするに至つた國々の周章狼狽の態、苦痛困難の一方ならざる有樣は察するにも猶餘りありである。

英國の如きは首相ロイド・ジョージ氏は、一國の食糧を維持する事は陸海軍を維持する以上の力を要すと叫び、貴族富豪は何れも別莊地、狩獵地は勿論庭園までも潰ぶして、之を耕地として食料品の生產に努め、一般國民は食料品の使用經濟に注意し、從來手でつまみ、手で切つて居つたパンも、屑の出ぬ樣小刀で切れと警戒し合つて居る位である。

特に四方八方に敵を有し、包圍の狀態に在る獨逸に於ては、所謂全力的の奮鬪をして居る。曰く戰時穀物會社の設立、曰く麵麭用穀粉摩碎歩合、曰く麵麭原料の飼料使用禁止、曰く麵麭用穀物專賣、曰く消費の調節、曰く肉類强制保存、曰く臺所殘物の利用、曰く食用品の經濟利用、曰く公有地私有地無料貸與、曰く燕麥の使用制限、曰く穀粉を石鹼原料に使用禁止、曰く甜菜耕作制限、曰く食料の最高價格決定、曰く天然野菜の利用、曰く家畜の早殺禁止、曰く食料品の人造研究、數へ來れば如何に彼が食料に苦心慘憺しつゝあるかゞ分る。

故に時局は、凡ての國、凡ての人に、如何に食糧が大切なるか、又平時之が準備に怠るべからざることを痛切に數へた。同時に食を足すことは人民の福利安寧を計る最高の道德なり、といふことも悟らしめた譯である。されば戰後の準備としても、非常を豫想しての平時の準備としても、食料の獨立自給、或は食糧の分配宜しきを得る方法を講究することが、如何に大切なるかを知ることが出來るのである。

久しく我國は、食料品自給の出來た國であつた。即ち食物に獨立して居つた國であつたが、今日に於ては最早自給が覺束なくなつて來た。非常の豐年が續くか、平時輸入の容易なる時は、左程困難を感じ、苦痛を嘗むることもないが、一朝事ある際しては甚だ憂慮に堪へぬ樣になつて來た。

明治四十三年より大正三年に至る五箇年の平均を見れば、實に容易ならぬ數字と事件とを發見することが出來る。

	最近五箇年平均內地生產額	同上內地消費額	供給不足額
米	略 五二、七〇、〇〇〇石	略 五四、四〇、〇〇〇石	略 三、三〇〇、〇〇〇石
麥	略 三、九〇、〇〇〇	略 三、五〇、〇〇〇	略 七〇〇、〇〇〇
大豆	略 三、四〇、〇〇〇	略 五、六八〇、〇〇〇	略 二、三〇〇、〇〇〇

大正四年と五年とは、空前なる豐作であつたから、米價は一時下落したが、如斯は常態ではない。故に大體に於ては、我國は最早食料に獨立して居ら

ぬ國と想ふべきである。

特に我國の人口增加は著しきものがある。最近十箇年間の增加率は、略一割三分となつて居る。故に年々歲々食料を要する數量が增加し來るは當然である、加之人一人が米を要する率も增加し來る。

	自明治廿一年至同廿五年	自同廿六年至同三十年	自廿六年至四十年	自四十一年至大正元年	自大正元年至同三年
米消費總額	一〇〇	一〇四	一一三	一二六	一三七
對一人消費額	一〇〇	九九	一〇二	一〇六	一一〇

一四二

故に執れから考へても、食料の需要が增加し來るは疑ふ餘地がない。

元來食料には種類が多い、就中主要食料のみでも其數が尠なくないが、玆に其委細を盡す餘裕を有たぬを遺憾とする。只食料の自給は當年の如くでない、食物に獨立するは覺束なないことであるといふだけは、遺憾なく言ひ得らるゝのである。

只此際一の特むべきは、我國が未だ農業國であると云ふことである。然し之は今後久しく期待することは出來まいと思ふ、其理由は次章に於て述ぶることにする。

農產物の價格は約十七億圓を算し、之を工業、林業、鑛業及び水產業の生產額十四億圓に比すれば遙に大なりと云ふべく、更に輸出貿易に於ても農業關係品は二千五百七十三年度に於て二億七千六百三十五萬圓に昇り、之を他の輸出額三億七千九百九十二萬圓に比すれば、其約七割に相當して居る。尙本邦農家は二千五百七十四年度に於て五百四十四萬八千二百九十二戶（沖繩縣を除く）を數へ、總戶數（沖繩縣を除く）の五割六分八厘を占めて居る。故に我國は尙農業國なりといふも、決して我田引水の說ではないが、然し之は戰前のことであつて、戰後に必ず此狀態を維持することが出來まいと思ふのである。

（戰後準備叢書第一篇）

通信

○網走監獄通信

七月十七日曹洞宗大本山總持寺貫首石川素童師敎誨の爲め隨行員三名と共に來廳同師より左の敎誨ありたり。

○石川素童師

私は只今紹介せられた通り、總持寺貫首石川素童と申すものである。今般北海道へ巡錫して、本日は斯く當監を訪問して、皆の衆に暫く法門の話を致そふと思ふ。何分私は七十七歲の高齡で、聲を充分に使ふ事が出來ぬから隅々へ貫徹せぬかも知れぬが、開法の功德と云ふものは聞こへても聞こへなくても、同じく法席に列なつた已上は必ず其功德を得る事であるから、其つもりで尊く味ふてはしい所のものである。

德川時代には禪宗と稱して居たので、曹洞宗と云ふ名目は或は聞き慣れざる向もあるかしれぬが、宗旨としては多數の信徒がある所のもので、日本の人口十人に對して二人弱の割合である、故に此中にも必ず幾らか檀家の家に生れた人もある事と思ふ。

其處で『書を積んで之を子孫に貽す子孫讀まず、金を積で之を子孫に貽す子孫守らず、如かず陰德を冥々の中に積んで子孫長久の計を爲さんには』と司馬溫公の殘された格言である。當時は僅かな善事を爲すにも廣告的に、他人に知らさねば所詮のない樣にやつて居るが、之れは陽德である、陽德も穴勝惡くはなけれども陰德に越した事はない。陰德とは人知れず善根を積む事で、最も尊い所のものである。陽德は至善に至る資糧で、丁度道中する時の辨當である。辨當も大事だが、之れは唯だ目的地に至る迄の助けである。至善は必ず

陰德に依らねばならぬ所のものである。佛教に於ては又此の世の陰德より一步を進めて、無所得の心と云ふ事を談じて、何事を爲しても、其爲した事の返報を要求する心が少しもない樣でなくてはならぬのである。如何なる情を施しても、先方からお禮を受け樣など云ふ心は毛頭ない樣でなくてはならぬ。正心誠意事に當れば元より他を願みる道理はない。承陽大師は水をお使ひになるに、杓に一杯の所を必ず半分使ふて、半分は元へ戻された。御一代に戻された水でも、勘定すると大したものである。是等は陰德の一つである。釋尊は白歲の壽命を保たせらるゝ所を、既に度すべきに度し終り、未だ度すべからざるものも成佛の因緣を結び、用事既に盡きて八十歲で涅槃に入らせられた。殘り二十年間は之を一切衆生の爲に殘して遺はされた所のもので、即ち陰德である。此の陰德を遺して置てこそ子孫は書も保つ事が出來、財も有する事を得るのである。然るに陰德を積まずして徒らに書を遺し、財を遺すと雖も子孫は決して之を保ち得るものでない。

所で佛教では何事も因緣所生と云ふて、因あれば必ず果あり、果あれば必ず其因があつたに相違ないのである。麥の種には麥が生じ、米の種には米が出來る。それと同じく、人も善惡の業因に依つて善惡の果報を受くるのである。其所で人間は此世に生れて、どんな種蒔をすべきか、即ち何を爲すのかと云ふ事を考て見ねばならぬ。先づ之を人間の身體の上に就て見るのに、人間の手は重寶にも十本の指で、微細な仕事に堪ゆる樣に出來て居る、足は自由に步行の取れる樣になつて居る、是れから見ても人間は働かねばならぬ事が明かである。そして世の中のものは悉く遷流無常で、常住のものは一つもない。之れ亦何事も進步發達と云ふ事を傳へて居る所のものである。併し其進步と云ふ事も無限に續くものでない。一本の木も生長する丈け生長すれば遂に枯れて行く。人間も歲

と共に氣力も衰へ、身體も不自由となり、其結果死を免れない所のものである。然らば人間の死後はどうなるかと云ふ事は等閑に出來ない大事な事である。處が私共の此世の中で使ふて居る所のもの凡ては此世の中丈けのもので、死後彼の世に迄持ち運びの出來るものは一つもない、自分の體さい置き捨てゝ行かねばならぬ。併し唯だ此所に是非に持て行かねばならぬものは二つある、それは善惡の二業である、之れは捨てるに捨てられぬ所の未來に對しての土產である。だから成るべく善根を積むと云ふ事は、怠つてならぬ大事な事である。大體惡事をして心持のよいものはない。之れは何故かと云ふに、所謂「一切衆生悉有佛性」で誰にも佛種があるからである。故に善事は快いものだが惡事は不快なものである。一切衆生の本性是れ佛であるから、惡事の事をば客塵煩惱と名くるのである。主人が確かりせないと、他から來る客人の爲に蹂躙せられてしもう。食客が我儘して家を奪ひ取る樣なものである。それでは誠に情けない譯だから、主人は確かりして己を損はぬ樣にせねばならぬ所のものである。死する時は善事の多かつたものは善が案內し、惡事の多かつたものには惡が案內に立つ。體のある內は心はどう思ふても、體に依つて北を南に向き替る事も出來樣かなれども、體がなくなつて精靈界に入つた時は、案內のまゝに引かるゝより外ない。此時惡事の多かつたものは永劫浮ぶ瀨のない淵にも沈まねばならぬのである。故に若し惡事を犯したならばそれは致し方ないとして此の現在に於て其惡業の消滅を計らねばならぬ。其罪業消滅には宜敷佛力を借つて、懺悔せねばならぬ。一念の稱名にも即ち滅罪の功德がある。刑罰を受けて身は獄衣に繫はれてあつても、心に佛を念じて從前の罪を懺悔せば心は其時より淸淨になり、夫れが自ら身の行に顯はれ、正心誠意の働きが出來るのである。達摩大師から五代の弟子に神秀と云ふ方がある、此方の御語に

「身は是れ菩提樹、心は明鏡臺の如し、時々に勤めて拂拭せよ、塵埃を惹かしむる勿れ」と云はれてある。諸子の心は佛性の明鏡である。唯だ客塵煩惱の爲に、即ち外來の食客の爲に、一時本心を占領せられたばかりである。速に懺悔して明鏡の塵埃を去り、己れに克つて客塵煩惱を拂ひ退け、立派に主人公が其權利を振ふ樣になつてほしいものである云々。

次で隨行員松浦百英師は約四十分に亘つて禪師の敎誨を複演せられて曰く。

重量を釣る鐵繩は、其堪へられない刹那に於て最も弱き一個所に於て切れるのである。其切れる限度に就て、其鐵繩の强弱が定まる。日頃眞面目にやつて居た人でも、僅かな破綻から惡人だ、罪人だと云ふ名を打たるゝ事があるから、惡事は最も愼むべきである。人が見て居ないと思ふて、畑で盜みしてお月樣が見て居らるゝと我子から智惠付けられて、本心に立ち返つた人の話が「山海里」に載つてある。衆彩に恥ぢて其獨を愼み、所謂客塵煩惱を拂ふ樣に努めねはならぬ。北米に於ける（ミシシッピ）河と（コロンビア）河、一は東して大西洋に入り、一は西して大平洋に注ぐ。全く反對の方向を取つて居るが、其源を尋ぬると（ロッキー）山上、唯だ背腹を異にして居る溯沼の餘滴に過きないのである。善惡の別れ亦一步の踏違ひより生ずるのである。どうぞ其本性に立返つて君の恩、父母の恩、敎法の恩、將た社會の恩等廣大の負恩を感知して有爲の國民となられん事を切望して止まぬ云々（文責在記者）

○十勝通信

十勝監獄根室出張所は元根室の分監に屬する建物を常盤町なる根室區裁判所隣接地に移築することゝなり本年四月より起工の處監房事務所等重なる建物竣功したるを以て本月三日より新廳舍に移轉執務せり偶ま島典獄の工事監督として巡視あり

たるを機とし分監時代に於ける在監死亡者七十三名の遺族を合葬し八月八日午前十時追弔法會を擧行せり其概況は本島典獄所屬員を隨へ清淨せる墓地に導師及來賓を招し緣故ある受刑者を列せしめ開莚の辭に次て一場の告諭を爲し夫より導師貴志蟻山及役僧三名の讀經に移り終て篠原根室區裁判所監督判事の祭文朗讀水谷同檢事の人は如何なる境遇に立つも性善の賦性を失はざることに努むべしとの訓話あり次て須賀井釧路分監長阪牛町長の祭文朗讀參列者一同及受刑者惣代の燒香ありて莊嚴の裡に式を閉ちたるは午前十一時三十分なりき因に出張所移築工事は八月末を以て全部終了を告ぐべき豫定なり。

彙報

○受刑者の逃走　神戸監獄在監受刑者竊盜五犯懲役八年井脇榮吉は八月十二日午前三時より四時迄の間に監房前面扉の脇の柱と柱との間に建込めある賄柱（巾一寸四分厚サ四寸松材ニシテ手チ出シテ錠前ニ觸ルヽチ防ク爲メ建込メタルモノ）の床上より約一尺七八寸の所を鋸鋸（巾凡三分長サ凡六寸竹工用ノモノ其鋸ノミチ折取リ跡ハ平生ノ如ク賴チ塗シ點檢チ許リタルモノ）にて切斷取外し同所より手を出し隣て用意せる合鍵（合鍵ハ工場內火氣取扱場ノ床ニ張リアル「ブリキ」板チ修繕セシトキ其切屑チ包藏シ造リタルモノト認メラル錠前ハ南京錠ニシテ鍵ハ普通ノ形狀ナリシ爲メ合鍵チ使用スルニ當リ鍵穴ニ適合セサルトキハ指先チ以テ鍵ノ太サチ壓迫シ適合セシメタルモノヽ如シ鍵先ノ鰐ハ覇カリシメ錠內ニ折レ込ミタル儀ナリシモ錠ハ却テ開キシナリ）にて錠前をこち開け扉を開きて脫出し再び下錠逃走せるも同二十四日午後十時他の犯罪に依り湊川警察の手に逮捕せられたりと。

○刑事被告人の逃走　長崎監獄鰐原分監在監銃砲火藥類取締法違反事件被告人田丸仁助は控訴申立に依り片淵分監へ移監の爲め八月十四日正午天陽丸に乘船し途中寄港荷揚を了し長崎へ向け航行中十五日午前零時二十五分頃大便の許可を得船尾の便所に

行き二十分間を經過するも出て來らざるに不審を起し看守は便所を檢し始めて海中に飛び入り逃走せるを覺知せるも汽船は進行し船長は復船を承諾せざる等にて遂に其行方を失へりと因に途上戒具は嚴重に施したるも海上風波强く被告は船暈し元氣衰へ且つ深夜暗黑に紛逃走等不能なるを信したると被告の性質極めて溫順改悛の狀顯著なるものと思惟せる結果行便の際戒具を解除し而かも單獨にて便所に行かしめたるものなりと尙逃走の個所は池向と稱する沿岸にして發船後五分間を經過せりと。

○刑事被告人の逃走未遂　神戸監獄在監竊盜事件被告人中尾熊吉は出廷歸監に際し八月十七日目下建築中舍内擴張に因て馬車を入るゝ餘地なき爲め出入口に馬車の箱の部分を入れ乘込ましめ居りたるも當日は曉馬暴くして箱を出入口内に入れ得ざるを知らず後退せず已むなく入口前にて護送馬車に乘らしむる際手錠の一方を押し外つし逃走したるも直ちに追跡逮捕せりと。

○受刑者の變死　三池監獄在監受刑者竊盜累犯懲役六年九月藤原荒吉は八月二十一日採炭夫として夜業中四五十一片部内三十九片より十八番箱掉取夫就業の際炭函を止むる爲め其スラヘ（降下を停止するに用ゆるものにて板片に繩を卷付たるもの）を踏み居たる際其スラヘ折になりたる刹那炭函急轉直下し其下敷となり頭部を粉碎し慘死せりと。

○受刑者の傷害　鹿兒島監獄在監竊盜累犯懲役二年福山徹馬は八月十六日午前十一時頃晝食配與の際看守の隙を窺ひ同房囚滿善助の不意に乘じ備付の便所蓋を以て突然同囚の頭部を毆打し全治十日を要する創傷を負はしめたり原因は些細なる口論を爲せしなりと。

○受刑者の傷害　高松監獄在監受刑者竊盜累犯懲役六年吉武靜男は八月二日午前六時二十五分頃工場に於て同囚木本源一に對し鋭利なる作業用器械を以て全治十日を要する創傷を負はしめたり原因は被害者が少許の水を加害者の足部に掛けたるを直ちに謝罪せざるを憤激したるなりと。

○受刑者の傷害　長野監獄在監受刑者竊盜累犯山本與二は八月十五日午前七時半頃同囚吉澤虎男が機を織れる側らに至り隱し持ちたる織具用彈機を以て切付け虎男が機具の腰板を以て之に應じ且體力の强大なるを利用し矮小なる加害者を押付けたるも頭部に治癒迄二週日を要すべき創傷を負はしめたるに依り直ちに取押へたりと因に兩名共行狀不良にして殊に被害者は多犯不遜の性質なりと。

○被告人の縊死　當安濃津監獄四日市分監在監竊盜事件被告人榎本彦次は八月二十三日午前五時二十分頃居房西側無雙格子床上約五尺五寸の高さに同房備付の流しの足臺を掛け縊死を遂けたり原因は前途を悲觀せるならんと。

叙任

叙

叙從六位　典獄（大分）　佐江敬義
同　叙正七位　同（熊本）　山本鐵吉
同　同　同（長野）　逸見祐之助
同　同　同（秋田）　岡部安憲
同　同　同（盛岡）　引野信夫
同　同　同（十勝）　木島正三
同　同　同（福島）　香川又二郎
同　同　同（高松）　中村時夫
同　同　同（水戸）　辻　敬助
叙從七位　典獄補（大阪）　兒島三郎
同　同　同（小倉）　吉野德市
同　同　同（富山）　研野熊次郎
同　同　同（福井）　岡　長造
同　同　同（廣島）　富樫源治
同　同　同（堀川）　柏木幸平
同　同　同（鳥取）　原田憲
同　同　同（岩國）　藺牟田彦次郎
同　同　同（川越）　長谷場圭介

任

同　典獄補（豐多摩）　渡部新平
同　監獄醫（山口）　齋藤管五郎
看守長（宮城）　杉本雄太郎
任典獄補七級俸下賜（依願免官）
叙勳六等
同　典獄（盛岡）　引野信夫
松山監獄西條分監長ヲ命ス　典獄補（堀川）　柏木幸平
松山監獄勤務ヲ命ス　看守長（松山）　樋上貳策
叙從七位　同（同）　西原義三郎
同　同（釧路）　須賀井謙吉
同　看守　同（浦和）　井上榮次
任看守長給十級俸大阪監獄勤務ヲ命ス　（大阪）　竹内部太郎
宮城監獄仙臺分監長ヲ命ス　看守長（宮城）　小長井喜太郎
看守（同）　關直衛
任看守長月俸二十七圓給與宮城監獄勤務ヲ命ス
叙勳八等　看守長（小菅）　印南金次郎
依願免本官　同（大阪）　板倉友次郎

會報

○山縣事務官の巡閱
監獄事務官山縣眞直氏は山口屬を隨へ八月二十日出發水戸宇都宮前橋の各監獄を巡閱し同月二十九日歸廳せらる

○贈與金
八月二十七日附を以て元京都監獄看守椎波藏氏外三十五名に對し本會々則第十一條第一項第三號第五號に依り參圓以上九圓迄の金額を贈與せり。

司法省監獄公文

○司法省會甲第二四〇六號
監獄
監獄醫以下給與支給規則第十三條中「三十日ヲ超ユルトキ」ノ下「又ハ私事ノ故障ニ因リ勤務セサルコト十日ヲ超ユルトキ」ヲ加フ。
右訓令ス
大正六年八月二十五日
司法大臣　松室致

司法省監獄局長谷田三郎編
獄制研究資料　第一輯
菊判三百四十頁總布製金文字入
定價金壹圓郵稅不要

本書ハ一八七九年獨逸聯邦議會ニ提出セラレタル自由刑執行法草案一八九七年同議會ニ於テ議決シタル自由刑ノ執行ニ關スル原則一九〇二年公布セラレタル普國內務省所轄監獄則及ヒ一九一三年獨逸監獄協會ニ於テ議決シタル自由刑及保安處分執行法草案ヲ收採シタル獄制唯一ノ研究資料ナリ

大塲法學博士校閱　根本顯太郎著
指紋法解說
菊判百五十八頁
挿畫百九十五個
實費金三十五錢
郵稅金六錢
（改正指紋原紙取扱規程並ニ解說添付）

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

監獄協會編纂
改善實話
覺めたる友
菊判二百六十餘頁
定價金五十錢
郵稅金八錢

本書ハ出獄者ノ眞心悔悟セルモノニ就キ犯罪ノ徑路改悛ノ動機ヲ詳敘シタルモノニシテ收ムル所三十餘篇アリ

法學士　廣中佐兵衛述
貧民制度幷ニ救濟事業
菊判百三十五頁
實費
郵稅金二十四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　監獄協會

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マルヽ場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正六年九月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町二丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　監獄協會

賣捌所　電話新橋壹參六八番　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾卷第九號）（大正六年九月二十日發行每月一回二十日發行）

明治二十一年六月創刊每月一回二十日發行　（十月二十日發行）